

# 新座市次世代育成支援行動計画

前期計画  
(平成16年度～平成21年度)

平成16年3月  
新 座 市

(表紙裏)

(市長あいさつ裏)

## 子育て応援都市の実現を目指して

新座市では、「福祉度・文化度・環境度・国際度・男女平等度」の五つの視点に基づいて「元気の出るまちづくり」、「住んでよかったと思えるふるさと新座づくり」を目指し、市民と行政が力を合わせて市政を推進しています。

今日の大きな課題として、急速に進む少子化の流れを変えることが差し迫っております。

これまで、新座市では、「子育てと仕事の両立支援」から保育園の整備を重点に、子育ての不安や児童虐待への対応、また、母子保健対策の充実に努めてまいりました。

一方、市民レベルにおいては、子育てサークルや子育てに関心を持つ人たちの子育ての情報交換、相談、子育て中の親の交流が市内各所で活発に行われています。

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、少子化の流れを変え、子育てしやすい環境をつくるため、全ての自治体及び従業員が300人を超える企業に次世代育成の行動計画を策定することが義務付けられ、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。

新座市は、行政の取組や市民活動が評価され、この度、全国の行動計画策定先行市として選ばれ、他の自治体に先駆けて、この計画を策定することになりました。

子育ては未来の日本を支える人材を育てるものであり、子どもは「社会の宝」です。このことが子どもたちを取り巻くすべての人たちに理解され、子どもを育てることについてみんなが主役なのだということが必要だと考えます。

この度、多くの市民のみなさんの参加によって「新座市次世代育成行動計画」が策定され、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、まち全体で子育てを応援する「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念といたしました。

今後この計画が目指す「すべての子どもが幸せに育つまち」を実現するため、私ども行政の努力に加え、家庭、学校、地域そして企業等のみなさんと連携しながら様々な取組を進めてまいりたいと思います。

終わりに、計画の策定に当たりまして、「ニーズ調査」、「公聴会」等に御協力をいただきました市民のみなさま、そして、貴重な御意見や御提言の取りまとめに御尽力いただきました新座市次世代育成支援行動計画策定委員のみなさまに心から御礼を申し上げます。

平成16年3月

新座市長 須田 健治

## 子育てをみんなで温かく応援するまちへの一步

子どもは、社会の大事な財産です。

子どもの目の輝きを見ると、私たち自身が元気になります。

子どもの甲高い声が聞こえてくると、私たちの心が活力を感じます。

子どもの無邪気な仕草に接すると、だれもが癒されます。

子どもの笑顔を見ると、生きることの幸せを深く感じます。

子どもはかつての私たちでした。

私たち大人は、自分の心の中に、子どもの部分が様々な生きているのを感じます。子ども時代の経験は、子ども時代だけのものではなく、その人の一生を通じて生きて働く心の記録であり、活力の源です。

子ども時代が豊かで感動に満ちていればいるだけ、その人の大人になってからの人生も老後の人生も豊かになります。

私たちは、今を生きながら、同時に、自分の子ども時代・青春時代を、心のエネルギーに転換しながら生きているのです。

子ども時代は、そうして大人の心に影響を与え、その大人が社会を担っていきます。歴史のありようは、かくてその社会の子ども時代のありように規定されていきます。

ところで、日本の子どもたち、新座の子どもたちは、みな笑顔に満ち、目を輝かせ、甲高い声を上げて、無邪気にふざけて遊び回っているでしょうか。

育児をしている親たちは、夢を抱き、生き甲斐を感じながら、子育てを楽しんでいるでしょうか。

どうもそうではない。このままでは、子どもを生もうとする人さえ減ってくるのではないかと思われるほど、今、子育てを支え合う機運が減ってきているように思われます。子どもを育てている親を、だれもが温かくほほえましく応援してくれるような社会ではなくなっているように思うのです。

私たちは、もう一度、子どもたちの笑顔と歓声の聞こえるまち、子育てをしている親がゆったりと子どもたちと悠久の時間を楽しめるまちをつくりたいと願っています。それは、おそらく、新座市のすべての人たちの共通の願いです。

どこに住んでいても、ちょっと歩けば、子育てをしている親たちが気軽に集える場がある。どこにいても子育ての相談に応じてくれる人たちがいる。子どもたちも安心して放課後の生活を送ることができる。木登りをしてよい公園もあちこちにある。大人も子どもも楽しめる博物館もある。そういう新座づくりの夢を本気になって語り合い、真剣にその実現に力を注ぎたいのです。

この行動計画は、そうした願いをもった委員たちが、情熱をこめて議論して、少しでもそうしたまちづくりを実現しようとして、みんなで練ってつくったものです。

これまでのこうした計画は、行政のメンバーが基本案をつくって、それに市民委員が意見を述べておしまい、というものが大部分でした。

しかし、今回の計画づくりは、ほとんどのメンバーが直接間接に草案づくりにも関わってつくったものです。その点に、この計画書の大きな意義があると確信しています。

まちづくりというのは、すべての市民が自分の課題として参画しないと進むものではないと思います。限られた予算の中で行うわけですから、不十分な面があることも避けられません。でも、市民たちの情熱と行動があれば、その間隙を埋めていくことは可能です。

この計画書が、新座市が子育てをみんなで温かく応援するまちにつくりあげていく大事な一步となることを願っています。

新座市次世代育成支援行動計画策定委員会

# 【 目 次 】

第1章 新座市が目指す子育て応援都市.....	1
1．新座市次世代育成支援行動計画の基本理念.....	3
2．行動計画において大切にすべき視点.....	4
3．基本目標.....	5
第2章 具体化のための3つの重点課題.....	9
1．ネットワーク機能の充実による次世代育成支援のための基盤の形成.....	11
2．「(仮称)子ども家庭応援室」の設置.....	12
3．大学との連携.....	13
第3章 子育てを取り巻く新座市の環境.....	15
1．児童人口等の推移.....	17
2．子育て家庭の生活実態.....	21
第4章 施策目標と施策の方向性.....	35
1．子育てをしているすべての家庭を応援するために.....	37
2．働きながら子どもを育てている人を応援するために.....	50
3．親と子の学びと育ちを応援するために.....	61
4．子どもが安全に育つ安心なまちづくり.....	70
第5章 目標事業量の設定.....	77
1．定期的な保育等に関する事業の目標設定.....	79
2．一時預かり型事業の目標設定.....	83
3．地域における子育て支援事業の目標設定.....	85
第6章 個別施策の展開.....	87
1．子育てをしているすべての家庭を応援するために.....	89
2．働きながら子どもを育てている人を応援するために.....	98
3．親と子の学びと育ちを応援するために.....	101
4．子どもが安全に育つ安心なまちづくり.....	106

第7章 計画の推進に向けて.....	111
1. 「(仮称)子ども家庭応援室」の設置.....	113
2. 「(仮称)新座市次世代育成支援対策地域協議会」の設置.....	113
3. 関係機関との連携強化.....	114
第8章 次世代育成支援行動計画の概要.....	115
1. 次世代育成支援行動計画策定の趣旨.....	117
2. 次世代育成支援行動計画の性格・位置付け.....	117
3. 次世代育成支援行動計画の期間.....	118
行動計画策定に参画して.....	119
資 料 編.....	123
1. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱.....	125
2. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿.....	126
3. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会開催経過.....	127
4. 諮問・答申.....	128

(目次裏)

# 第1章

## 新座市が目指す 子育て応援都市

- 1.新座市次世代育成支援行動計画の基本理念
- 2.行動計画において大切にすべき視点
- 3.基 本 目 標



# 1 . 新座市次世代育成支援行動計画の基本理念

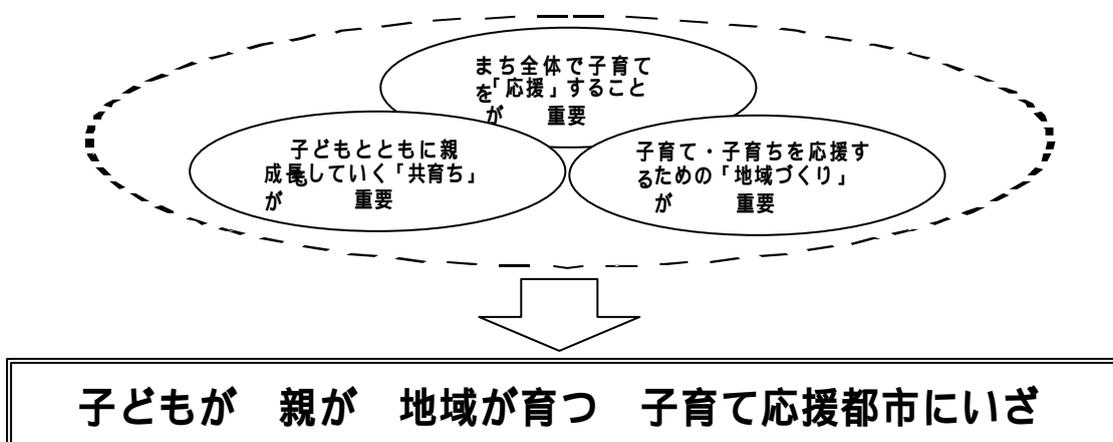
これまで子育て家庭に対する施策については、「支援」という言葉がよく使われてきました。しかしそこには、「悩みや問題を抱えている家庭に対して手を差し伸べる」というイメージが強く、社会全体ですべての子育て家庭を支えていく、という観点が十分でなかったことは否めません。しかしこれからは、親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対してまち全体で温かく見守り、そして時には必要な手助けをし、元気づけていくことが大切です。

また、子どもが日々の積み重ねで成長していく存在であるように、親もまた、日々の子育てを通して親として成長していく存在です。子どもの育ちを応援すると同時に、親自身、そして親となる人たちの成長や学習を応援していくことが求められています。

さらに、子どもは家庭をその成長の基盤としながらも、地域社会と様々に関わり合っていく中で、社会的な存在として成長を遂げていきます。子どもたちの成長にとっては、家庭だけではなく地域にも大きな役割があること、同時に子どもたちの成長を地域全体で支えていくことにより、子育てを通して地域における助け合いが生じ、地域社会が生まれ変わっていくのではないのでしょうか。

以上の考えを基に、この計画の基本理念を設定しました。

なお、この基本理念の実現に向けては、行政が最大限の努力をして、市民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携しながら、その具体化に努めていく必要があります。



## 2 . 行動計画において大切にすべき視点

---

さらにこの計画では、以下に示す3つの方向性を「行動計画において大切にすべき視点」としました。

### (1) すべての子どもが幸せに育つことを応援する視点

---

すべての子どもが、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されていなければなりません。

私たちのまちで生まれ、育っているすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、社会への適応性の違いなど、どのようなことによっても差別されることなく、その必要性に応じたサポートを受ける権利を持っています。私たち一人ひとりがこのような意識を持つことにより、すべての子どもが幸せに育つことを応援するまちをつくっていきます。

### (2) すべての親がゆとりを持って子育てができることを応援する視点

---

すべての親が、心身共にゆとりを持って子育てができるよう、様々なサービスを受ける機会や学習する機会と環境が保障されていなければなりません。

これまで在宅で子育てをする家庭への支援は少なく、そのことが子育ての孤独感・不安感・負担感を招いていた面もあります。これからは、すべての子育て家庭を対象として様々な取組をしていくことにより、すべての親が様々な面でゆとりを持って、楽しく子育てができることを応援するまちをつくっていきます。

### (3) 地域みんなが子育てを温かく見守り応援する視点

---

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てを「温かく」かつ「積極的に」見守っていくよう、みんなで意識していかなければなりません。

これからの世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、一人ひとりがそのことを意識して、子育て家庭を見守り、必要があれば手を差し伸べ、応援していけるようなまちをつくっていきます。

### 3 . 基本目標

---

この計画では、基本理念を実現するために次の4つを基本目標とし、それらを4つの柱として総合的に施策を推進していきます。

#### **基本目標1：子育てをしているすべての家庭を応援するために**

両親家庭やひとり親家庭、虐待に遭った子どもや障害のある子どもを養育している人、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てをする人やされる人に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

地域における様々な子育て支援サービスの充実

子どもの健康の確保

要支援児童への対応などきめ細かな取組

地域における子育て支援のネットワークづくり

#### **基本目標2：働きながら子どもを育てている人を応援するために**

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業が取組が促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めていきます。

保育・放課後児童保育サービスの充実

仕事と子育ての両立の推進

男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

育児中の親の再就職支援

### 基本目標3：親と子の学びと育ちを応援するために

次代の担い手である地域子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き子どもを生き育てる喜びを感じていけるよう、親と子が共に学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を進めていきます。

親になるための学習環境の整備

子どもの豊かな心の育みの支援

子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

子育て支援のための地元大学との連携の推進

### 基本目標4：子どもが安全に育つ安心なまちづくり

子どもを安心して生き育てることができるような安全なまちにするため、警察や保育園、学校等の連携強化を始めとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

子どもの権利を守るための環境整備

子育てを支援する生活環境の整備

子ども等の安全の確保

# 基本理念

# 子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ

まち全体で子育てを  
「応援」

子どもとともに親も成長していく  
「共育ち」

子育て・子育てを応援するための  
「地域づくり」

## 行動計画において大切にすべき視点

以下に示す3つの方向性を「行動計画において大切にすべき視点」としました。

すべての子どもが幸せに育つことを応援する視点

すべての子どもが、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されていなければなりません。

すべての親がゆとりを持って子育てできることを応援する視点

すべての親が、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、様々なサービスを受けられる機会や学習する機会と環境が保障されていなければなりません。

地域みんなが子育てを温かく見守り応援する視点

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てを「温かく」かつ「積極的に」見守っていきよう、みんなで意識していかなければなりません。

## 基本目標

基本理念を実現するために次の4つを「新座市次世代育成支援行動計画における基本目標」とし、総合的に施策を推進していきます。

子育てをしているすべての家庭を応援するために

家庭での育児や施設での養育等、すべての子育てをする人やされる人に対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

働きながら子どもを育てている人を応援するために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいきます。

親と子の学びと育ちを応援するために

次代の担い手である地域の子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、また同時に、次代の親を育成し、親自身が学び育つことができるようにするため、地域社会の学習環境の整備を進めていきます。

子どもが安全に育つ安心なまちづくり

地域で子どもを安全に安心して生み育てることができるようにするため、警察や保育園、学校等の連携強化を始めとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた生活環境の整備や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

## 施策目標

地域における様々な子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援サービスの充実/相談機能の充実/子どもの居場所づくり/子どもの健全育成/利用者の立場に立った、子育て情報の提供サービスの確立/世代間交流の促進

子どもの健康の確保

子どもや母親の健康の確保/「食育」の推進/思春期保健対策の充実/小児医療の充実

要支援児童への対応などきめ細かな取組

ひとり親家庭等の自立支援の推進/障害のある子どもへの施策の充実/児童虐待防止対策の充実

地域における子育て支援のネットワークづくり

子育てに関する多様な市民活動の創造と支援/子育て支援のネットワークづくり/子育て中の親子の交流促進/子育て支援ボランティアの育成

保育・放課後児童保育サービスの充実

保育サービスの充実/放課後児童保育サービスの充実/サービスの質の確保

仕事と子育ての両立の推進

男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男性を含めた働き方の見直し/男性の子育て参加の促進

育児中の親の再就職支援

親になるための学習環境の整備

子どもの豊かな心の育みの支援

子どもの豊かな心を育むための取組/特色ある学校づくり/幼児教育の充実/いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応

子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供/子どもの「生きる力」の育み/地域のスポーツ環境の整備

子育て支援のための地元大学との連携の推進

子どもの権利を守るための環境整備

子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅の確保/良好な居住環境の確保/安全な道路交通環境の整備/子育てバリアフリー環境の整備/子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進/子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進/被害に遭った子どもの保護の推進



## 第2章 具体化のための 3つの重点課題

1. ネットワーク機能の充実による  
次世代育成支援のための基盤の形成
2. 「(仮称)子ども家庭応援室」の設置
3. 大 学 と の 連 携



この計画では、基本理念を実現するための4つの基本目標に共通した取組の方針として、次の3点について特に重点的に取り組んでいくことにより、基本目標をより実効性のあるものとしていきます。

## 1 . ネットワーク機能の充実による 次世代育成支援のための基盤の形成

---

私たちのまちでは、これまで全国に先駆け、市民グループによる子育てネットワークの活動が生まれ、母子保健や教育行政、保育園や学校そして地元大学と連携し、先駆的な事業を展開してきました。

こうした動きを本計画において、さらに市全体に発展させ、「子育て」や「子育て」支援に取り組む市内の様々な人や組織・機関、それらの取組を有機的に結ぶネットワーク機能を充実させることで、まち全体で次世代育成を支援する基盤形成を図ります。

そのためには個々の活動が充実し、今以上に連携していくことが重要であり、その結果、地域における子育て支援の活動がいっそう豊かに活発化し、多様な市民ニーズに応えていくことにもつながっていきます。

今後、本計画を着実に遂行することで、家から歩いて行ける距離に、誰もが気軽に集まって子ども同士、親同士、または異世代で交流ができ、子育ての悩みや不安も相談できるような場が、私たちのまちには数多くできてくるでしょう。

しかし、一つひとつの活動は「点」でしかありませんが、近隣の保育園などとの連携が生まれることにより、その活動が「線」となり、さらにそれぞれの地域が自主的に、あるいはNPOや行政のバックアップのもとで結びつき、情報交換をしたり、連携や協働したりすることで、まち全体をカバーする「面」の活動へと広がっていきます。

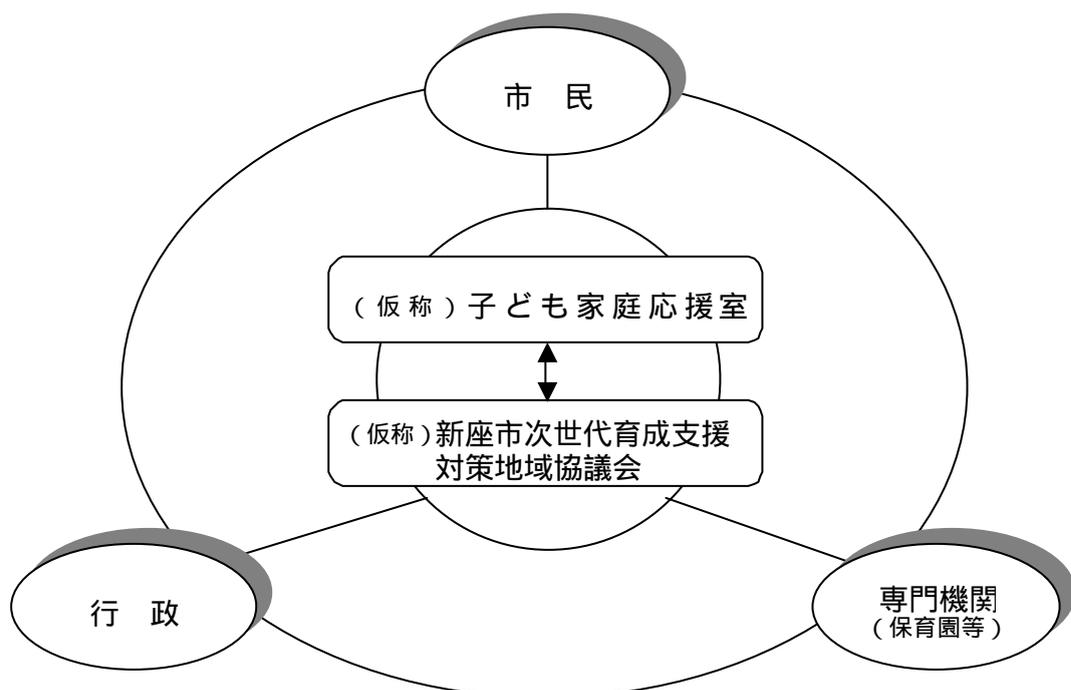
私たちは、このように子育てに関する様々な活動が結びつき、まち全体できめ細かな子育て支援が行われるようなまちづくりを目指します。

## 2. 「(仮称)子ども家庭応援室」の設置

ネットワーク機能を充実させ次世代育成支援の基盤を形成するためには、市民の身近な所で行われている様々な活動、私たちのまちで子育て支援を行っている様々な活動主体、そして行政を有機的につなげていくために中心的役割を果たす機関が必要となります。

そこで、市役所内に「(仮称)子ども家庭応援室」を設置して、庁内の関係部署間の調整を行うだけでなく、まち全体の子育て支援に関する連携の強化・推進に取り組み、私たちのまちの子育て支援を「点から線へ、そして面へ」広がる活動としていきます。さらに必要に応じて、子育て支援に関する調査研究も実施していきます。このように中心的機関を設置することは、活動の広がりをもたらすだけでなく、子育て支援活動の質の向上にもつながるものです。

もちろん、この「(仮称)子ども家庭応援室」だけですべての役割を担うことはできませんので、私たち一人ひとりが協力し合うことが必要です。さらに、この計画をより実効性の高いものとしていくために、私たちの代表や学識者、そして関係機関等から構成される「(仮称)新座市次世代育成支援対策地域協議会」の設置も予定されていますので、ここでも様々な問題提起・提案を行い、「(仮称)子ども家庭応援室」をバックアップしていきます。



### 3 . 大学との連携

---

私たちのまちには現在、跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学の3つの大学があります。地域の高等教育機関として、高度研究機関として、専門「知」のリソースセンターとして、そして次世代の育ちの場として、これら3つの大学にも、本計画の推進への積極的な参画を働きかけます。

例えば、各種の催しの際に、地元大学の学生にボランティアとして参加してもらうことにより、子どもたちは「お兄さん・お姉さん」と楽しく過ごすことができますし、逆に参加してくれた学生も、その経験が次代の親として自らの子育ての場において役に立つことも考えられます。

これまでも、不登校の児童生徒や集団不適應の児童生徒への支援の場においては、臨床心理学系の学生にサポーターとしてその活動を支援してもらったり、大学の先生方からは、専門的な立場から教員に対する指導・助言をしてもらったりといった取組が行われてきました。また、小学生を対象とした地域における学校外活動や、福祉フェスティバルなどの事業・催しなどの場では、学生ボランティアの存在は欠かすことのできない力になっています。

こうした取組を今後、さらに充実させるとともに、行政や地域で活動している団体等が子育てに関する講座を開催したり、何か調査をする際には、大学の先生方に協力してもらったり、専門的な立場からのアドバイスをもらったりと、これまで以上に地元大学との連携を強め、私たちのまちの子育て応援に共に取り組んでいくことを目指します。



# 第3章

## 子育てを取り巻く 新座市の環境

1. 児 童 人 口 等 の 推 移
2. 子 育 て 家 庭 の 生 活 実 態

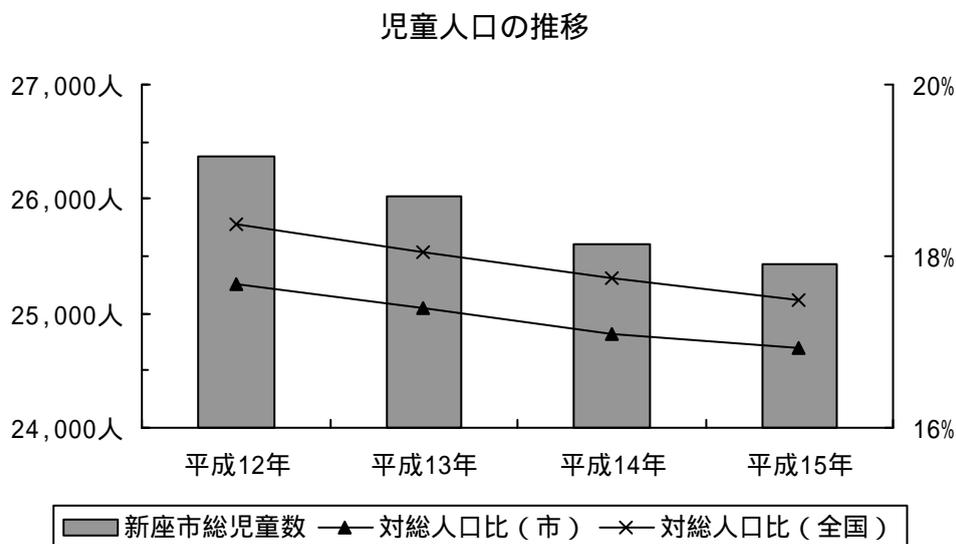


ここでは、私たちのまちの子育て環境がどのような状況にあるのか、また市民の方々が子育てに関してどのような意識を持っているのかを、統計数値や平成15年2月に実施した「新座市子育て支援に関するニーズ調査」\*などをもとに紹介します。

## 1. 児童人口等の推移

### (1) 児童人口の推移

私たちのまちの総人口はわずかながら増加傾向にありますが（平成12年149,310人 平成15年150,192人）児童人口（0歳～17歳人口）は減少傾向にあり、総人口に占める児童人口の割合をみると、一貫して全国の値を下回っています。



\* 「新座市子育て支援に関するニーズ調査」

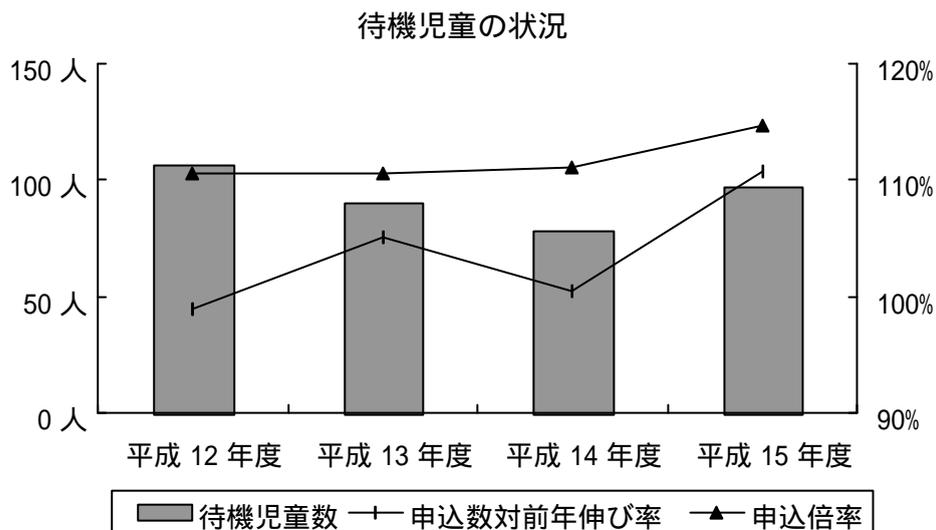
調査目的：新座市における子育て支援に対するニーズを把握する。

調査対象：住民基本台帳から就学前児童2,000人、就学児童1,000人を無作為抽出。

回収数：就学前児童1,284件（回収率64.2%） 就学児童636件（回収率63.6%）

保育を必要としている児童は、平成 15 年度に急増しており、前年比 10%以上の伸びとなっています。

また、平成 12 年度以降減少していた待機児童数は、平成 15 年度になって増加に転じています。これを地域別にみると、平成 12 年度と比べて南西地域は半減している一方で、北東地域や東部地域は倍増していることから、地域ごとの状況を考慮した対応が必要となっています。



(資料) 新座市資料

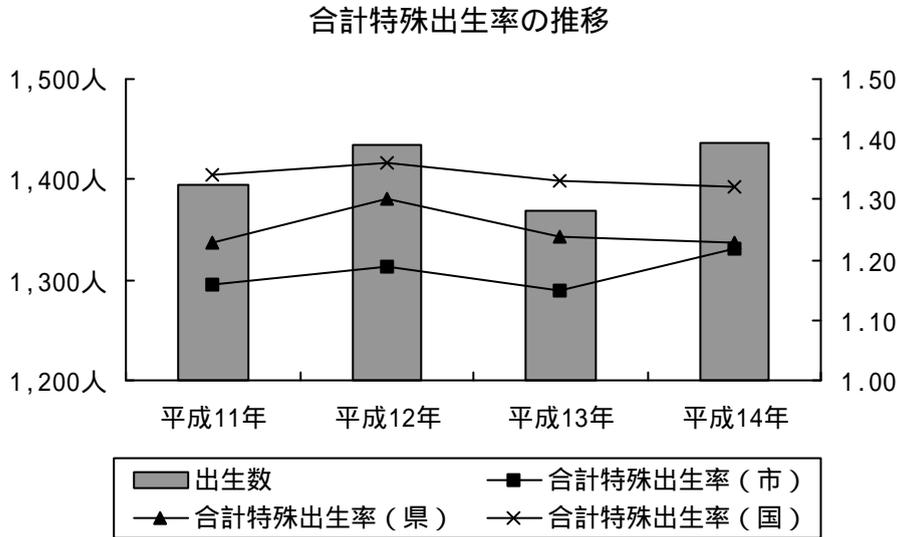
#### 地域別にみた待機児童数の推移

地 域		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
北西地域	新座、中野、大和田	9人	3人	3人	5人
北東地域	東北、北野、東、野火止 5 ~ 8 丁目、畑中 3 丁目	17人	14人	14人	29人
西部地域	野火止 3 ~ 4 丁目(野火止用水西側)、菅沢、あたご	0人	0人	0人	0人
中央地域	畑中 1 ~ 2 丁目、馬場、野火止 1 ~ 2 丁目、野火止 3 ~ 4 丁目(野火止用水東側)	13人	16人	14人	23人
東部地域	新塚、栄、池田	7人	7人	12人	13人
南西地域	本多、西堀、新堀	40人	36人	16人	17人
南部地域	堀ノ内、道場、片山、石神、野寺、栗原	20人	14人	19人	10人
総数		106人	90人	78人	97人

(資料) 新座市資料

## (2) 出生の動向

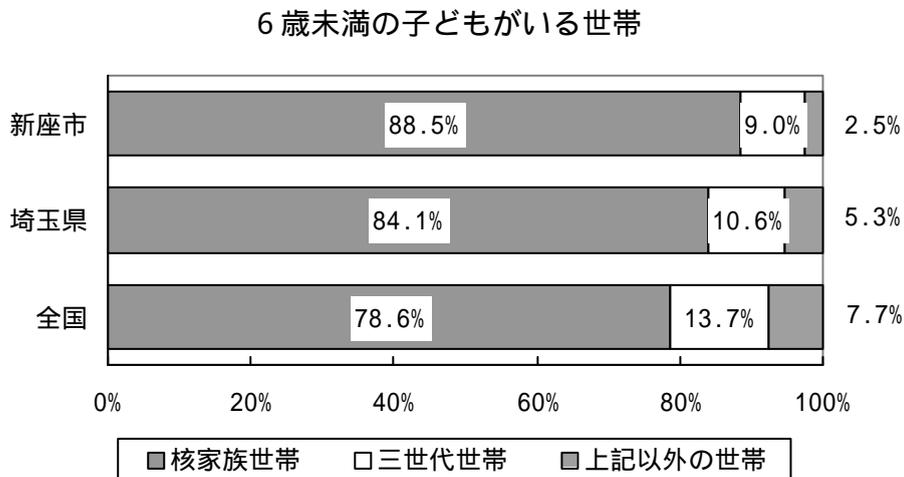
出生数は1,400人前後で推移しています。また、合計特殊出生率をみると、埼玉県・全国の値を一貫して下回っています。



## (3) 子どもがいる世帯の動向

6歳未満の子どもがいる世帯の中で核家族世帯が占める割合は、埼玉県・全国の値と比べて高く、三世帯世帯が占める割合は、埼玉県・全国の値と比べて低くなっています。

このように私たちのまちは、「都市型」のまちとなっていますので、子育て支援においても、このことを念頭においた取組が必要となっています。



#### (4) 就学前児童の保育等の状況

就学前児童の日ごろの保育等の状況をみると、0～2歳児では8割以上が「その他」となっており(主に家庭だと思われます)3歳になると「幼稚園」が47.8%となって「その他」を上回り、4歳以上では「幼稚園」が7割を超えています。

このように、私たちのまちの多くの子どもは、主に家庭又は幼稚園にいることから、これらの家庭に対する支援策が今後より一層、重要となります。

就学前児童の保育等の状況(平成15年5月1日時点)

		合計	認可保育園	幼稚園	家庭保育室	認可外 保育施設	その他
人数	0歳	1,412	96	0	2	3	1,311
	1歳	1,453	202	0	14	12	1,225
	2歳	1,391	252	0	13	9	1,117
	3歳	1,390	284	665	0	16	425
	4歳	1,432	311	1,080	0	15	26
	5歳	1,420	276	1,106	0	13	25
	合計	8,498	1,421	2,851	29	68	4,129
構成比	0歳	100.0%	6.8%	0.0%	0.1%	0.2%	92.8%
	1歳	100.0%	13.9%	0.0%	1.0%	0.8%	84.3%
	2歳	100.0%	18.1%	0.0%	0.9%	0.6%	80.3%
	3歳	100.0%	20.4%	47.8%	0.0%	1.2%	30.6%
	4歳	100.0%	21.7%	75.4%	0.0%	1.0%	1.8%
	5歳	100.0%	19.4%	77.9%	0.0%	0.9%	1.8%
	合計	100.0%	16.7%	33.5%	0.3%	0.8%	48.6%

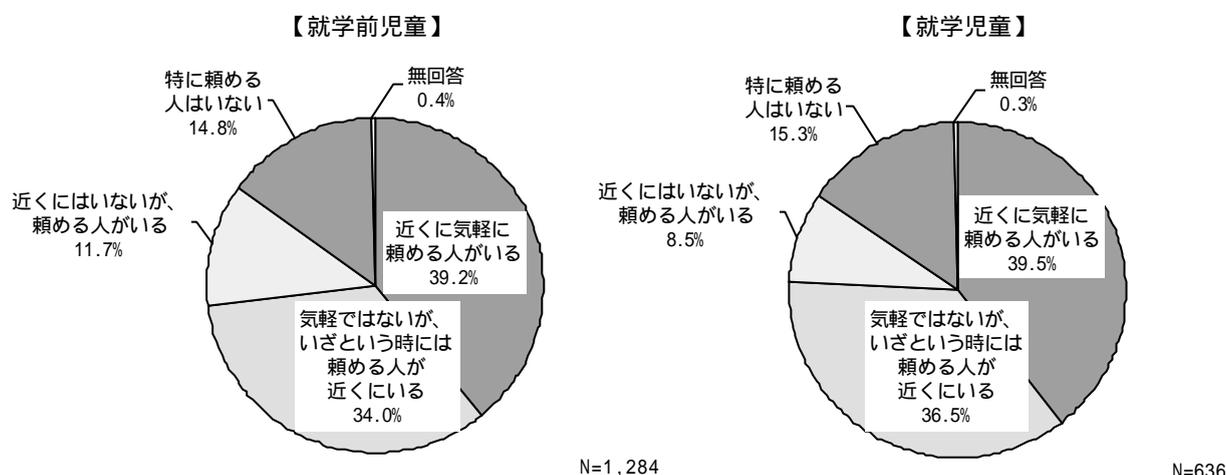
(資料)新座市資料

## 2 . 子育て家庭の生活実態

### (1) 子どもの世話を頼める人の有無（就学前児童・就学児童）

子どもの世話を頼める人については、就学前児童、就学児童ともに7割以上の人が近くにいるようです。しかしその一方で「特に頼める人はいない」とした人も就学前児童で14.8%、就学児童で15.3%と6～7人に1人の割合でいることから、特に緊急時等に、地域において気軽に子どもの世話を頼めるようなまちづくりが必要です。

住まいの近くに子どもの世話を頼める親族や友人・知人の有無



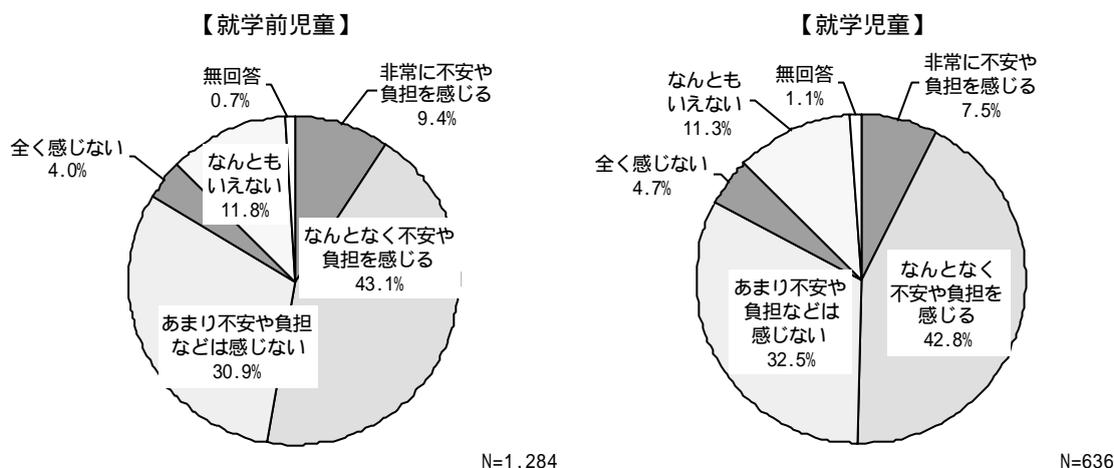
(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

## (2) 子育てに関する不安や悩み(就学前児童・就学児童)

### ア 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、就学前児童・就学児童ともに約半数の人が何らかの不安や負担を感じています(「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計)が、1割弱の人が「非常に負担を感じる」と答えていることから、この人たちへの応援が急務と考えられます。

子育てに関して不安感や負担感などを感じることの有無



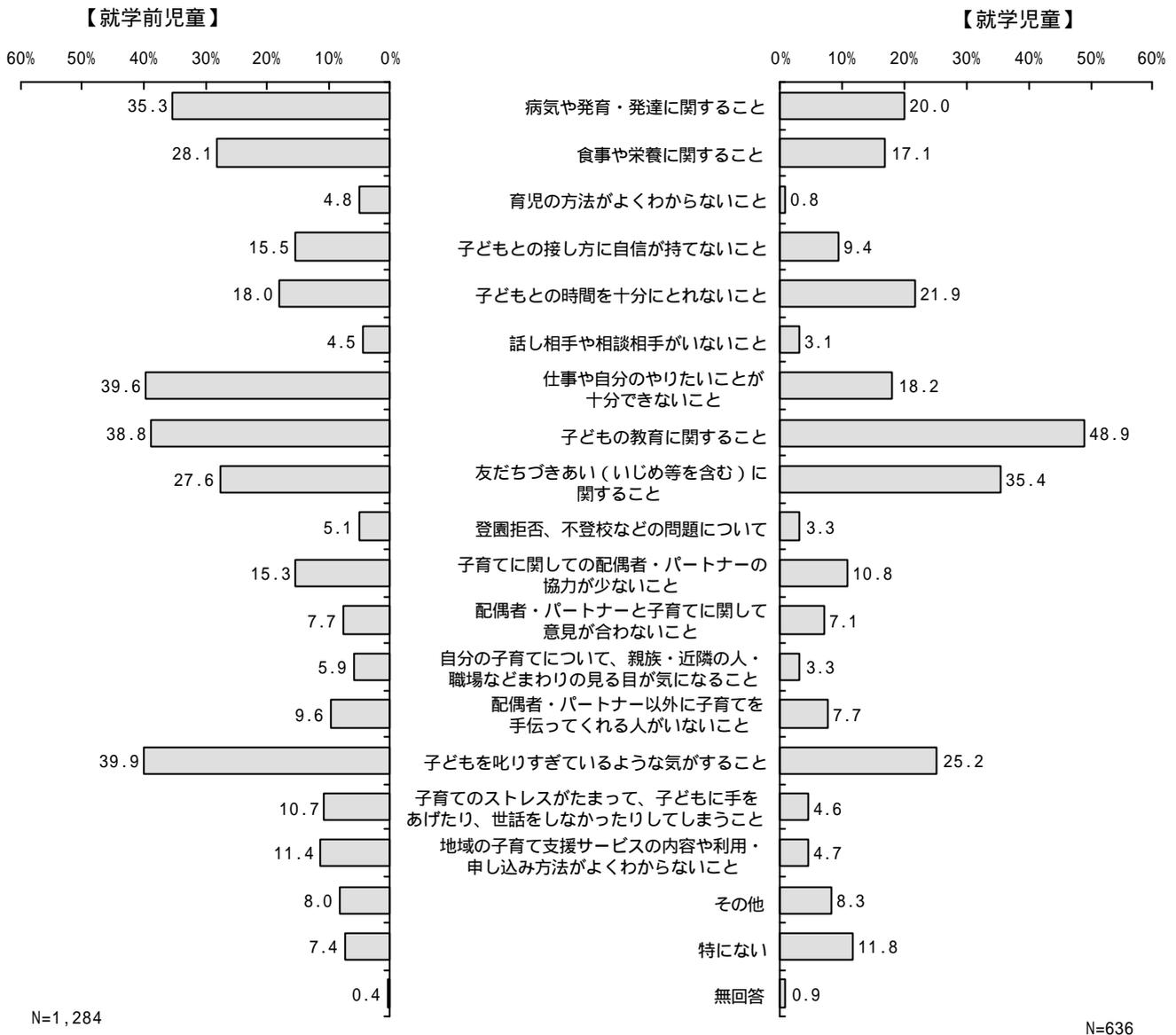
(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

### イ 子育てに関する悩みや気になること

子育てに関して悩んでいることや気になることについて、まず就学前児童についてみると、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(39.9%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(39.6%)、「子どもの教育に関すること」(38.8%)がいずれも約4割となっており、これらに次いで「病気や発育・発達に関すること」(35.3%)が挙げられています。

次に就学児童についてみると、「子どもの教育に関すること」(48.9%)が最も多く、以下「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(35.4%)、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(25.2%)、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(21.9%)、「病気や発育・発達に関すること」(20.0%)などとなっています。

## 子育てに関する悩みや気になること



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

また、就学前児童で 15.5%、就学児童で 9.4%の人が「子どもとの接し方に自信が持てないこと」を挙げていることから、日ごろ、自信を持てないままに子どもと接している人の不安感等を軽減するための取組が必要となっています。

さらに子育てに関する悩みや不安の相談先をみると、「話し相手や相談相手がいない」とした人が、就学前児童で 4.5%、就学児童で 3.1%いることから、このような人がいなくなるよう、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていくことが必要です。

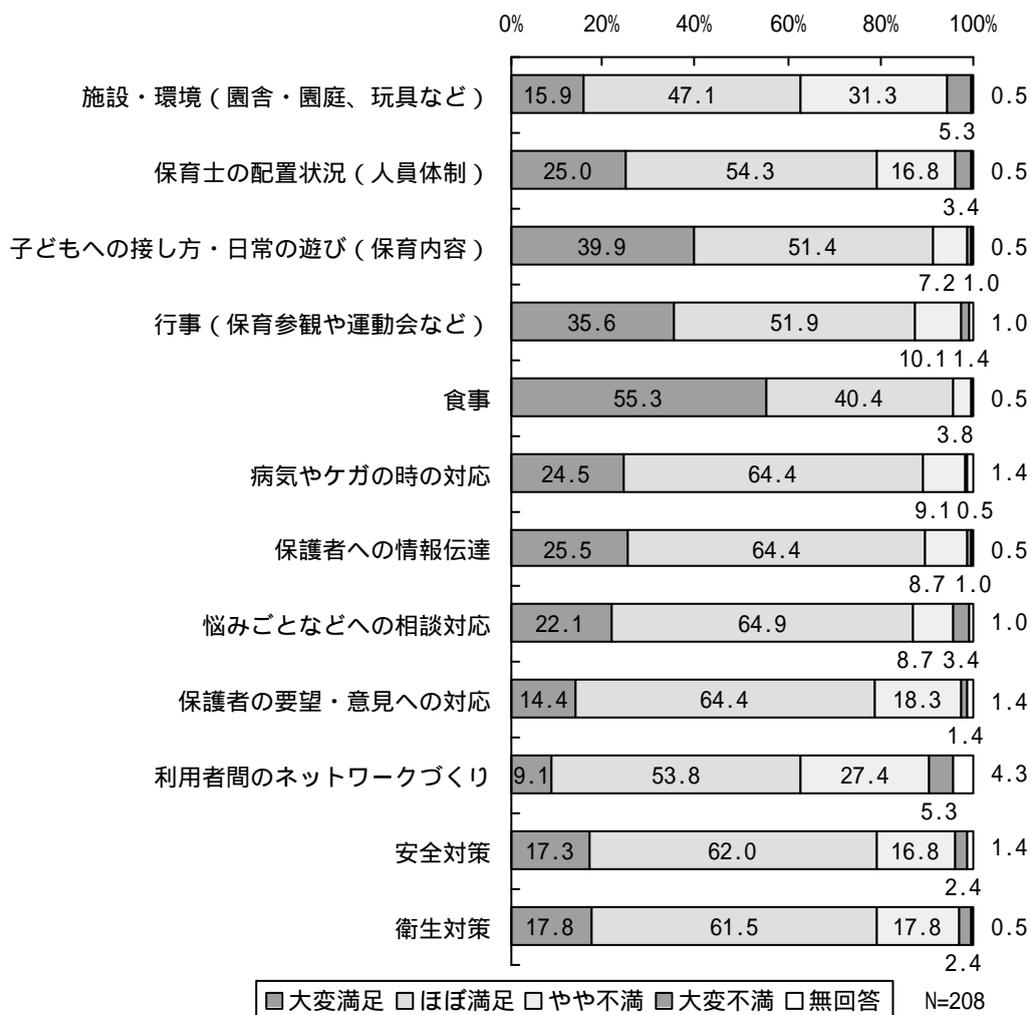
### (3) 子育て支援サービスに対する満足度

#### ア 保育園に対する満足度

現在、保育園を利用している人の保育園に対する満足度をみると、「食事」については「大変満足」が55.3%と半数を超え、「ほぼ満足」を合わせると、満足している人が9割を超えています。その他の項目でも、「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせると全項目で6割以上となっています。

一方、「やや不満」「大変不満」が多い項目は、「施設・環境（園舎・園庭、玩具など）」（36.6%）、「利用者間のネットワークづくり」（32.7%）となっており、この点の改善が課題となっています。

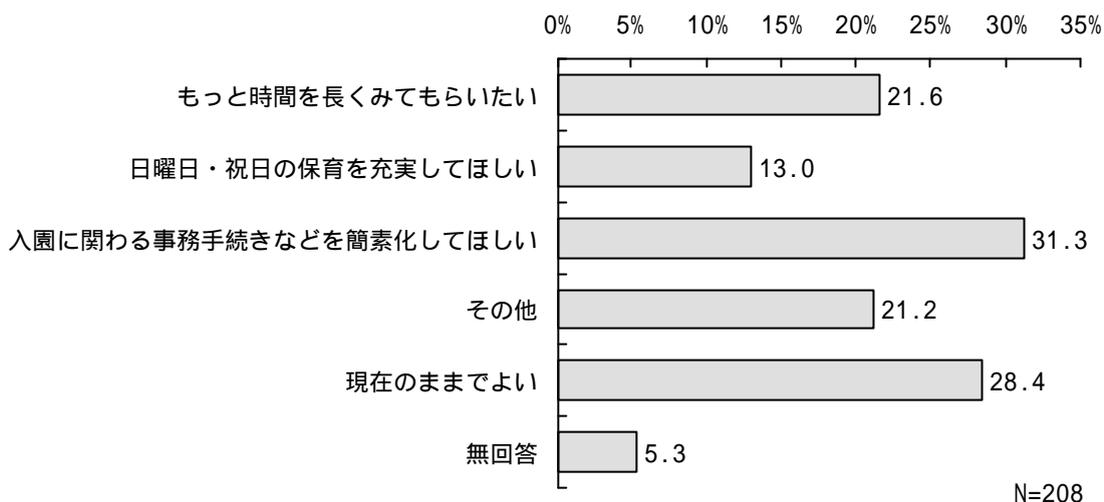
現在通っている保育園に対する満足度



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

また、保育園に対する要望については、「入園に関わる事務手続きなどを簡素化してほしい」(31.3%)が最も多く、以下「もっと時間を長くみてもらいたい」(21.6%)、「日曜日・祝日の保育を充実してほしい」(13.0%)などの要望が挙げられており、延長保育や休日保育への取組が課題となっています。

保育園に対する要望



(資料)新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

### 市民の声

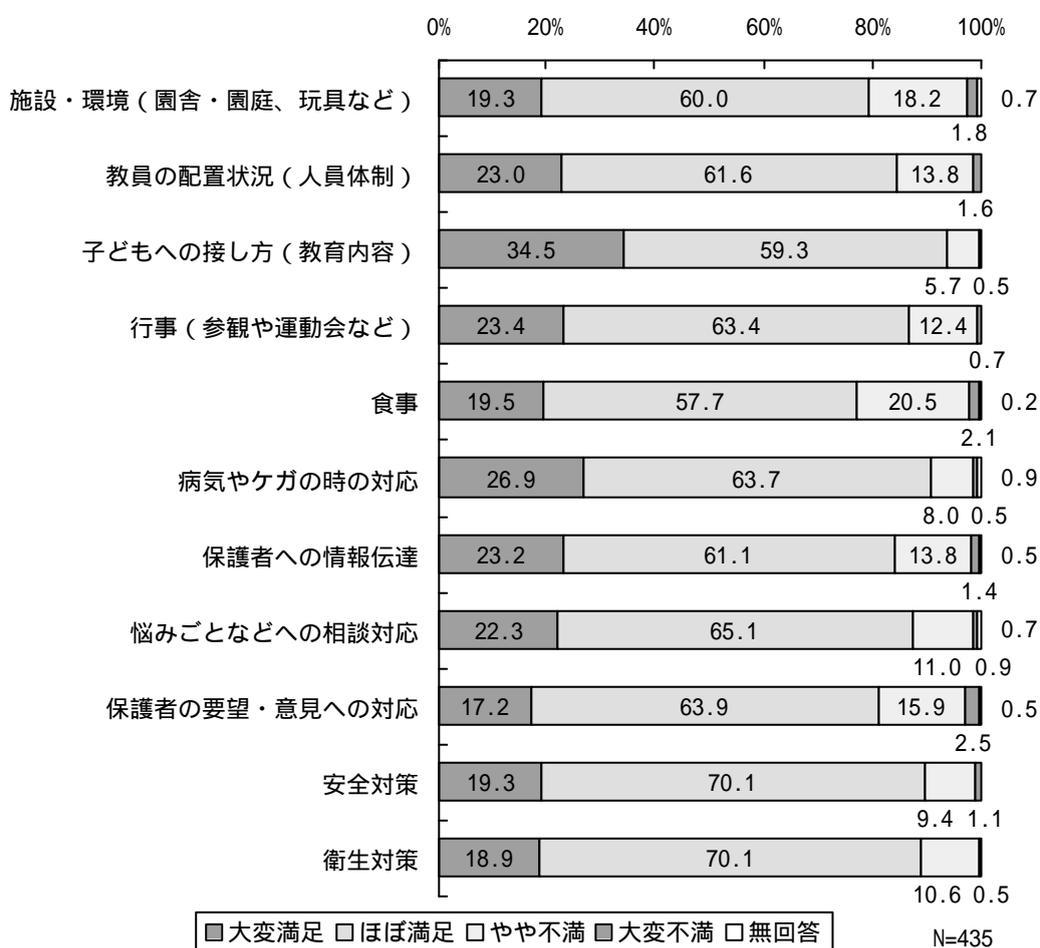
市内すべての保育園の特色をまとめた情報冊子があるとよい。  
 親の急用、急病等に応じて保育時間を延長できるサービスがほしい。  
 老朽化した建物の補強、安全性の確保をしてほしい。  
 保育中の子どもの急病等に対応できる専門職スタッフを配置してほしい。  
 兄弟で同じ保育園を利用できるよう、配慮してほしい。

## イ 幼稚園に対する満足度

現在、幼稚園を利用している人の幼稚園に対する満足度をみると、「大変満足」が多い項目は「子どもへの接し方（教育内容）」（34.5%）であり、「ほぼ満足」を合わせると9割を超えています。その他の項目でも、「大変満足」「ほぼ満足」を合わせると全項目で8～9割を占めています。

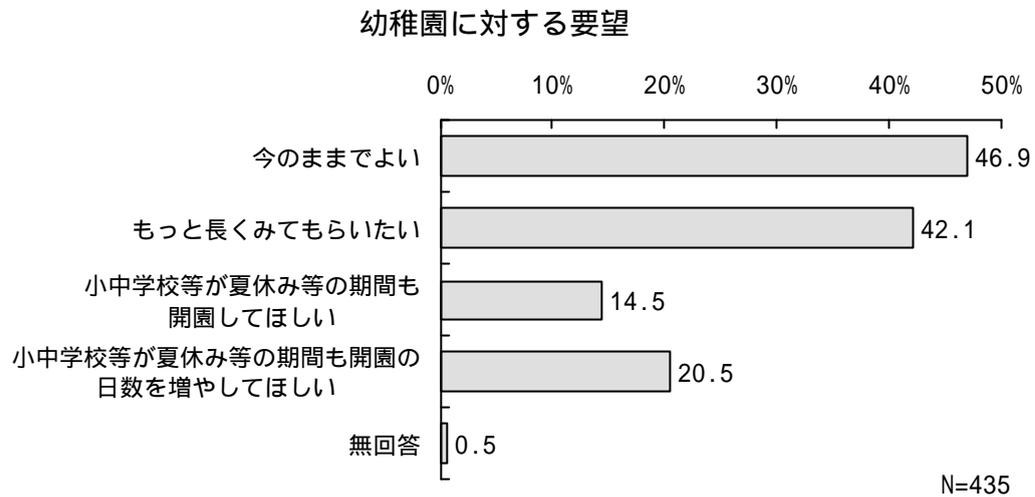
なお、最も不満が多い項目は「食事」ですが、「やや不満」（20.5%）、「大変不満」（2.1%）を合わせても約2割となっています。

現在通っている幼稚園に対する満足度



（資料）新座市子育て支援に関するニーズ調査（平成15年2月）

また、幼稚園の開園時間に対する要望としては、「今のままでよい」(46.9%)という人が多かった反面、「もっと長くみてもらいたい」(42.1%)という要望も4割を超えています。



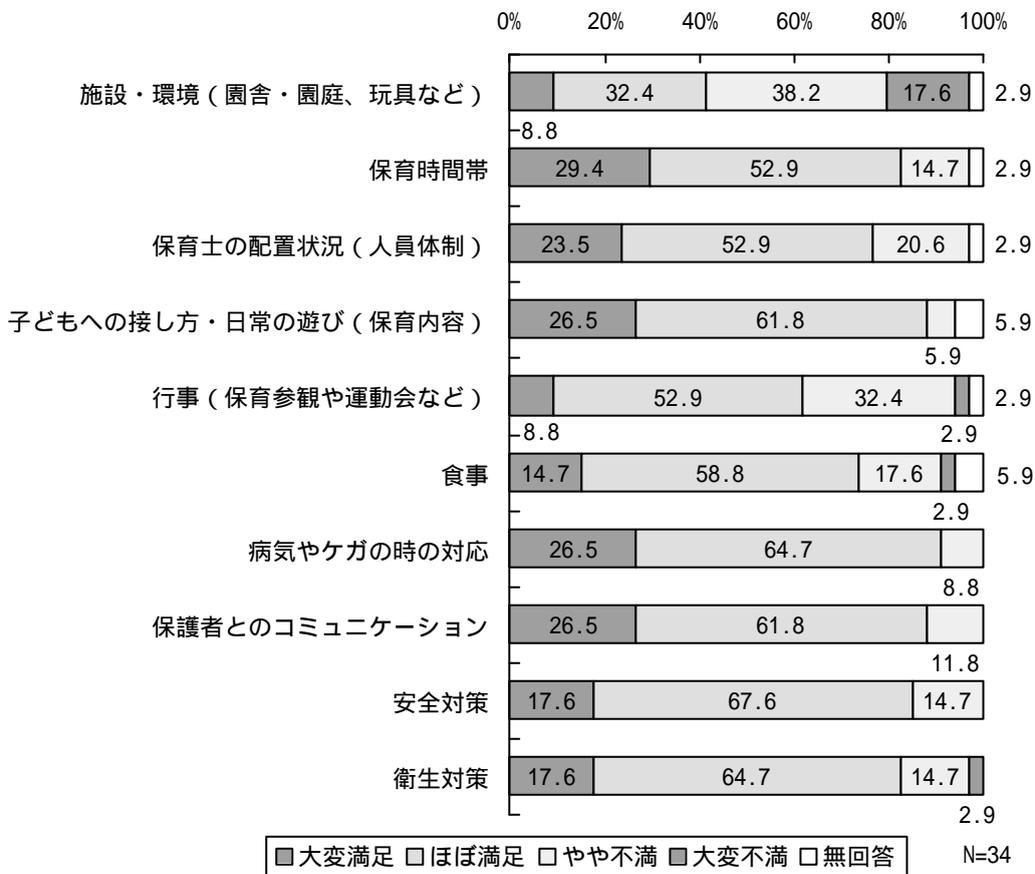
(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

## ウ 認可外保育施設に対する満足度

現在、認可外保育施設を利用している人の認可外保育施設に対する満足度をみると、「施設・環境（園舎・園庭、玩具など）」以外の項目については、「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせると6割以上となっています。

その一方で施設・環境（園舎・園庭、玩具など）」は、「やや不満」が38.2%、「大変不満」が17.6%と他の項目に比べて不満が高くなっています。

現在通っている認可外保育施設に対する満足度

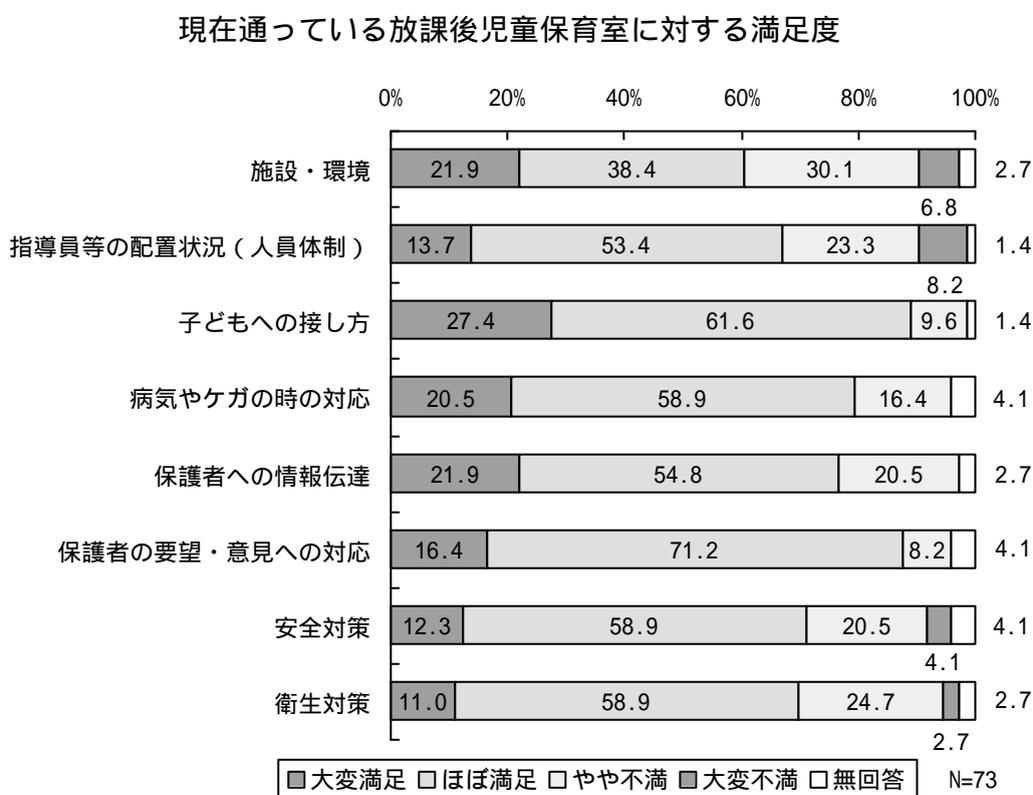


（資料）新座市子育て支援に関するニーズ調査（平成15年2月）

## エ 放課後児童保育室に対する満足度

現在、放課後児童保育室を利用している人の放課後児童保育室に対する満足度をみると、どの項目についても「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせて6割以上を占めています。特に「子どもへの接し方」は「大変満足」(27.4%)、「ほぼ満足」(61.6%)を合わせて約9割となっています。

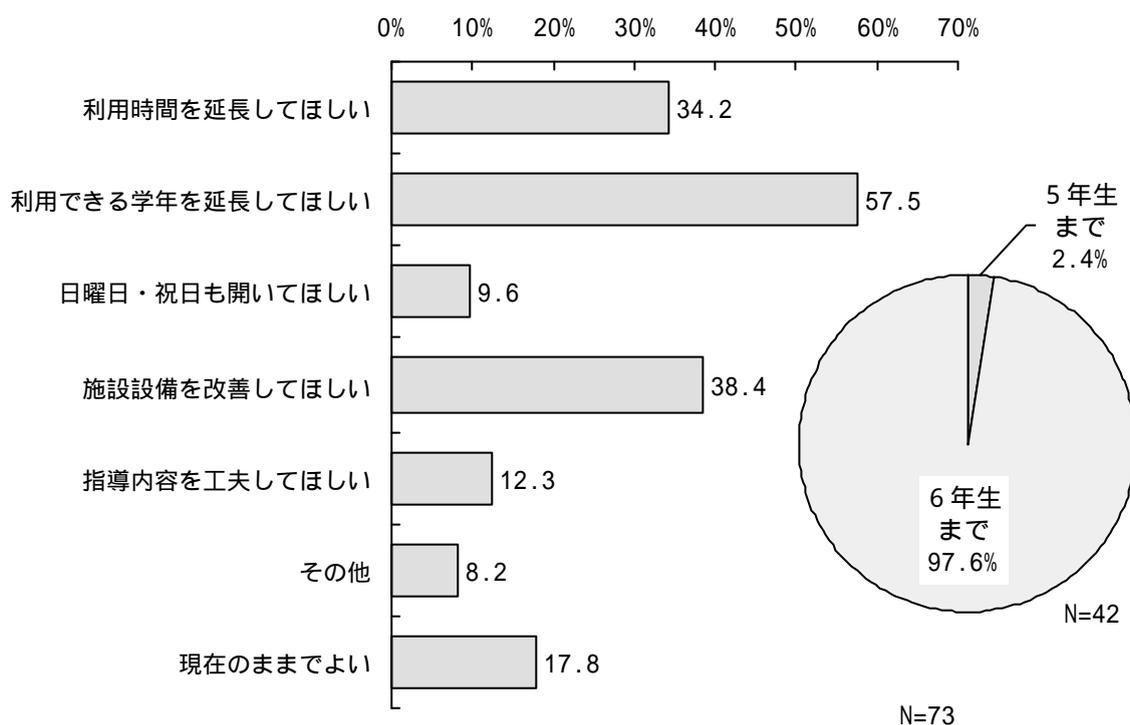
一方、「やや不満」「大変不満」が多い項目は、「施設・環境」(36.9%)、「指導員の配置状況(人員体制)」(31.5%)となっており、保育園や幼稚園と比べてやや不満が高くなっています。



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

また放課後児童保育室に対する要望としては、「利用できる学年を延長してほしい」(57.5%)が最も多く、以下「施設設備を改善してほしい」(38.4%)、「利用時間を延長してほしい」(34.2%)などが挙げられています。なお、利用できる学年の延長については、「6年生まで」(97.6%)が圧倒的に多くなっており、大きな課題となっています。

放課後児童保育室に対する要望



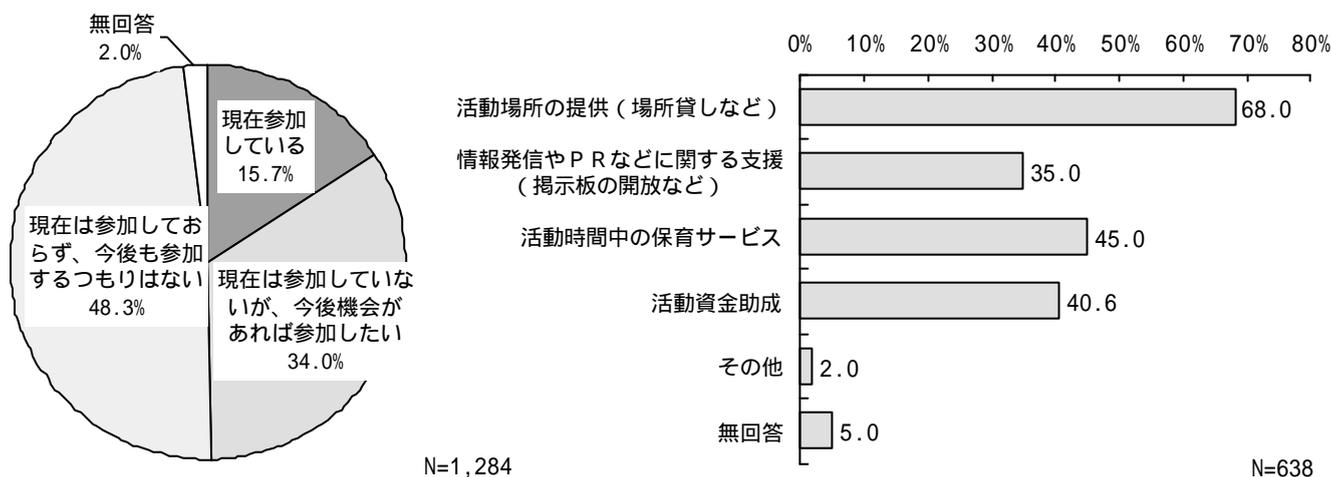
(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

#### (4) 子育てサークル等への参加状況(就学前児童)

子育てに関する自主的な活動への参加状況は 15.7%で、現在は参加していないものの「今後機会があれば参加したい」が 34.0%、「今後も参加するつもりはない」が 48.3%となっています。

そして参加希望のある人(「現在参加している」と「機会があれば参加したい」の合計)が自主活動に当たって望む行政の支援をみると、「活動場所の提供(場所貸しなど)」が最も多く(68.0%)、それ以外の「情報発信やPRなどに関する支援」「活動時間中の保育サービス」「活動資金助成」を挙げる人も4割前後となっています。

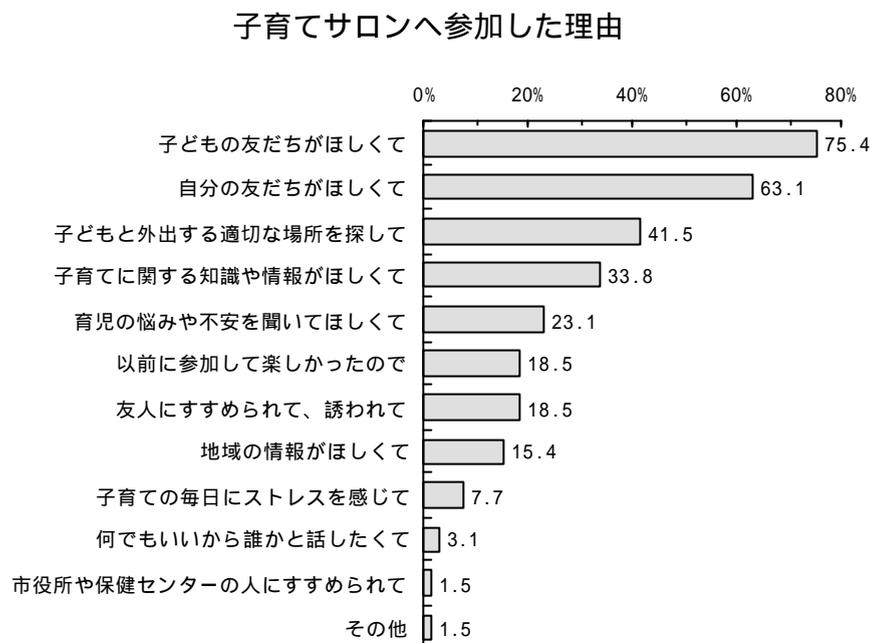
子育てに関するサークル等自主的な活動への参加状況と活動に当たっての行政への要望



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

## (5) 子育てサロンに参加した理由

「子育てサロン」に参加した人の参加理由をみると\*、「子どもの友だちがほしくて」が75.4%、「自分の友だちがほしくて」が63.1%と、仲間づくりを挙げている人が多くなっています。

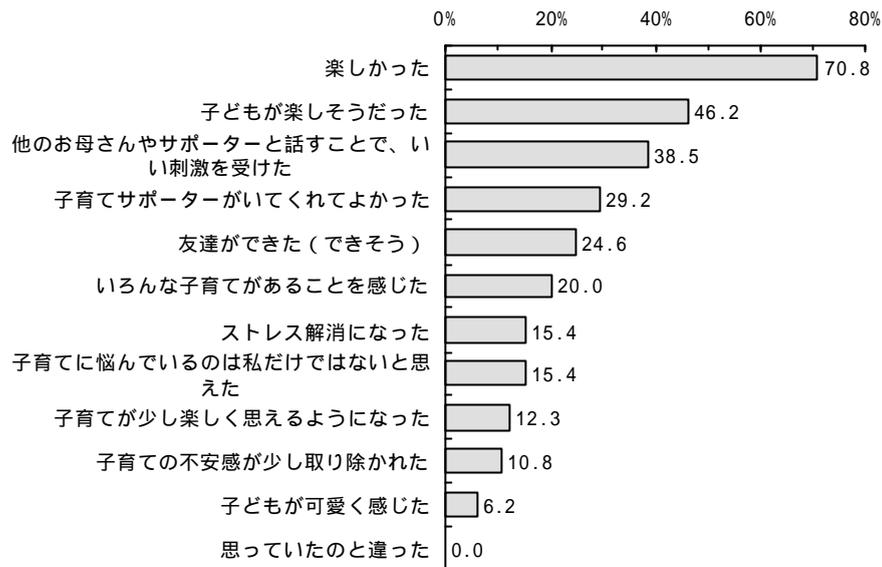


(資料) 新座子育てネットワーク 子育てサロン参加者アンケート(平成14年6～7月)

また参加した感想をみると、自分自身が「楽しかった」と感じた人が70.8%、また「子どもが楽しそうだった」と感じた人が46.2%でした。さらに子育ての先輩によるサポートの必要性については「大切なことだと思う」とする人が75.4%と圧倒的に多くなっています。

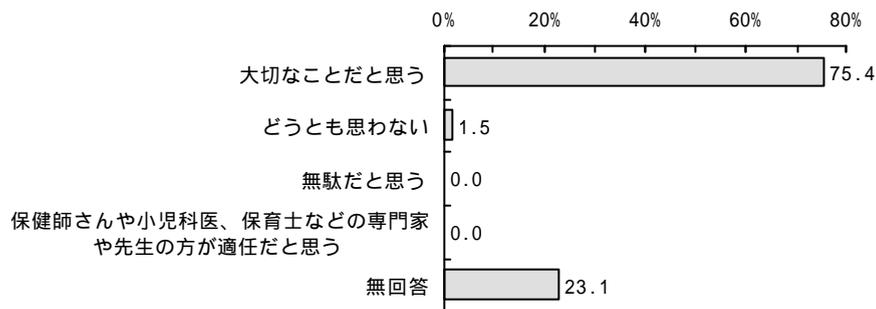
\* 新座子育てネットワーク 子育てサロン参加者アンケート  
平成14年6～7月実施。サンプル数65人。

### 子育てサロンに参加した感想



(資料) 新座子育てネットワーク 子育てサロン参加者アンケート (平成 14 年 6 ~ 7 月)

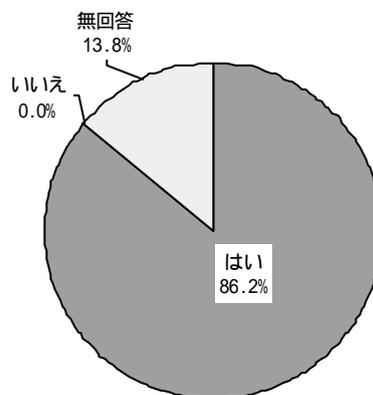
### 地域の先輩ママが若葉マークのママをサポートする子育て支援のあり方について



(資料) 新座子育てネットワーク 子育てサロン参加者アンケート (平成 14 年 6 ~ 7 月)

そして今後の意向については、今後も参加したいとする人が 86.2%もいることから、実際に参加した人の満足度は非常に高いことがうかがえます。

### 子育てサロンへの今後の参加意向



(資料) 新座子育てネットワーク 子育てサロン参加者アンケート (平成 14 年 6 ~ 7 月)



# 第4章 施策目標と 施策の方向性

1. 子育てをしているすべての家庭を応援するために
2. 働きながら子どもを育てている人を応援するために
3. 親と子の学びと育ちを応援するために
4. 子どもが安全に育つ安心なまちづくり



# 1. 子育てをしているすべての家庭を応援するために

## (1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

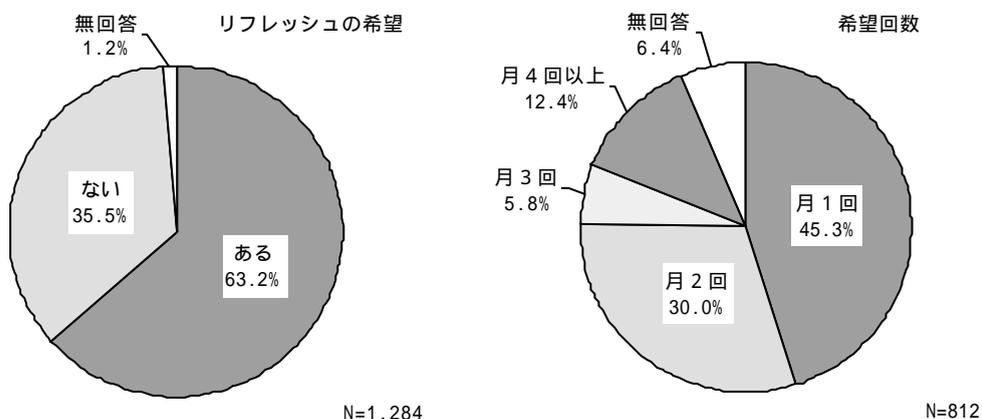
子どもを安心して育てるためには、地域において子育てを支援する仕組みが必要です。私たちのまちでも、平成15年度から子育て支援センターが開設されるなど、様々な支援策が講じられつつありますが、子育てを取り巻く社会環境の変化や子育て家庭の多様なニーズに対応するには、サービスの新設や既存サービスの事業内容の見直しなども急務の課題です。

また私たちのまちでは、「ファミリー・サポート・センター」や「子育てネットワーク」のように、市民が行政や専門機関と連携しながら、地域の子育てニーズに対応した新たな事業を生み出す動きも活発に行われてきました。こうした市民参加によるまちぐるみの子育て支援の動きは、次世代育成時代の地域子育て支援のあり方を先取りする好材料ともいえます。

全国的な傾向として、少子化や核家族化、都市化の進展に伴う近隣住民同士の交流の希薄化により、特に在宅で子育てをしている人の負担感、孤立感が増えています。

実態調査の結果をみても、子ども（就学前児童）を誰かに預けてリフレッシュしたいと思うことがある人が63.2%おり、その場合の希望回数は月1～2回が75.3%を占めています（1回当たりの平均時間は5.2時間）。

リフレッシュ目的の一時保育の希望の有無と希望回数

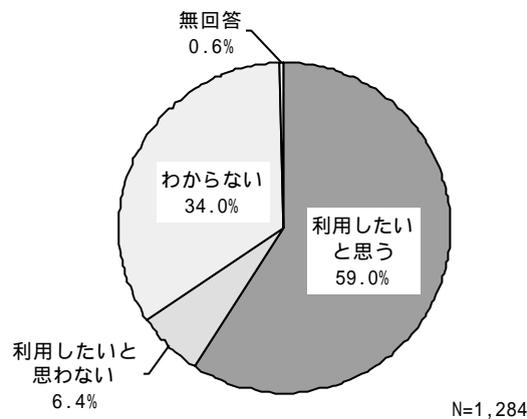


(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成15年2月)

また、もし子育て支援の専門スタッフがいたら利用したい、と思っている人が59.0%いることから、子育てに関する情報や実際のサービス利用のコーディネーター等に対するニーズも高いと思われます。

このようなことから、今後の子育て支援サービスについては、共働き家庭のみならず、在宅で子育てを行う家庭も主な対象として取り組んでいく必要があります。

子育て支援専門スタッフの利用意向



(資料)新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

## 市民の声

就学、就園前に同世代の親子が触れ合える場所や企画があるとよい。

同じ悩みを持つ親同士が交流する場が必要である。

「お母さんのあつタイム」に参加して、みんな色々な悩みを抱えているのだと思い、自分だけじゃないと安心した。

初めてでも参加しやすいように、親子で集まる会などは時間や場所を限定せず、公園などでいつでも気軽に参加できる形態にしてほしい。

公民館での「子育てサロン」を継続してほしい。「子育てサロン」の回数を増やしてほしい。

親のリフレッシュを支援する保育付きのサークル活動などが近くにあるとよい。

母親が短時間でも育児を離れ、リフレッシュできる場やサービスがあるとよい。

子どもがいると自由に外出できないので、子育てサークル等の情報をインターネットで見ることができるとよい。

昔の遊び方を教えてくれたり、遊ぶだけでなく作り出す楽しみを教えてくれる人がいるとうれしい(家ではできないので)。

## 施策の方向性

### ア 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組んでいきます。

保育園で実施している園庭開放を充実させたり、乳幼児の子育て中の親子が徒歩圏内で利用できる「子育て支援センター」や「子育てサロン」「つどいの広場」といった施設や事業を順次整備しながら、気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったり、アドバイスや相談も受けられるような環境を身近に整えていきます。

園庭開放の実施状況（公立保育園7園の平成14年度実績）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	23	27	24	28	25	26	33	28	26	28	26	28	322
参加親子組数	28	134	89	69	69	111	161	125	69	85	79	113	1,132

さらに、「働いている」「働いていない」に関わらず、子育てをしている人がリフレッシュのために一時的に子どもを預けることができるサービス（「一時保育」や「ファミリー・サポート・センター事業」等）も充実させていきます。

### イ 相談機能の充実

身近な場所で集い、悩みを分かち合ったりできるような環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるよう、専門的なスタッフによる相談事業についても、より一層充実させていきます。

### 家庭児童相談室における相談件数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
性格・生活・習慣等	684	767	970	997	825
知能言語	676	598	508	542	603
学校生活等	13	11	33	56	185
非行	13		1	7	8
家族関係	8	64	196	370	449
環境福祉	297	361	300	221	407
心身障害	12	2	12	27	29
その他	48	8	47	94	158
合計	1,751	1,811	2,067	2,314	2,664

#### ウ 子どもの居場所づくり

幼児期の異年齢集団による「群れ遊び」は、子どもの心身の発達や社会性の獲得の土台となる重要な体験です。そして学童期・思春期において、学校の枠を超えた交流の広がりや多様な経験や人間関係の広がり、異世代との交流、居場所の存在などは、子どもから大人へ成長する上で重要な要素です。

しかし現在は、このような子どもが育つための地域の「栄養素」ともいえる環境が、社会やコミュニティの変化とともに希薄化しています。

次世代の「育ちの場」として、いま改めて地域の「子育て力」をとらえ直し、私たちのまちにふさわしい形で「子どもの居場所づくり」など、子どもが育つための環境を整備していく必要があります。特に現在、取組が遅れている中高生の居場所づくりや、一部の自治体で取り組まれている新しい形の公園の整備等についても含めて検討していく必要があります。

これらの点については、大きな課題でもあり、設置が予定されている「(仮称)新座市次世代育成支援対策地域協議会」で検討を進めていきます。

#### エ 子どもの健全育成

私たちのまちには、現在2つの児童センターが設置されていますが、「子どもの健全育成」という観点から、子どもや子育てを取り巻く様々な課題に対応していくことが強く求められています。児童センターを、子どもの健全育成を支える重要な施設と位置付け、時代にふさわしい運営や事業を提供できるよう改善を図るとともに、子どもの意見や視点が十分に尊重され、優れた体験やワークショップ、

教育プログラムが供給され、市民や学生ボランティアとの協働の場となるよう努力します。

また、地域内で子どもを取り巻く状況などについて、行政や学校、PTA、民生・児童委員、主任児童委員、そして私たち一人ひとりも参加して相互に情報を交換し、認識を共通化するといったことにも積極的に取り組んでいきます。

#### オ 利用者の立場に立った、子育て情報の提供サービスの確立

子育てに関する様々な情報を利用者の立場に立ち、「受け取りやすく」「利用しやすい」形で、情報格差による不利益が生まれぬよう配慮し、提供していくことが必要です。

例えば、平成9年度からコミュニティセンター事業で作成発行されている「にぎ子育て情報誌」は、乳幼児の子育てをする親に広く活用されてきました。こうした情報誌を市内の子育て情報の基幹メディアと位置付け、継続的に発行し、必要とする親に安定的に提供することは、コミュニティセンター事業の枠を超えて、保障していくことが必要です。

さらに情報の提供方法についても検討していく必要があります。近年、子育て家庭におけるインターネットの利用が進んでいることから、従来の紙媒体だけでなく、ホームページを活用した情報提供にも取り組んでいきます。なおその具体的な内容等については、設置が予定されている「(仮称)新座市次世代育成支援対策地域協議会」において検討を進め、早期の実現を目指します。

様々な情報が、子育て支援センターや児童センターで確実に提供されることも大切です。

#### カ 世代間交流の促進

性別や年齢に関わらず、様々な人と交流することにより、子どもも社会の一員であることを学んでいける場の提供を進めていきます。高齢者との交流だけでなく、様々な機会を活用して、地元大学に通う学生との交流も進めていきます。

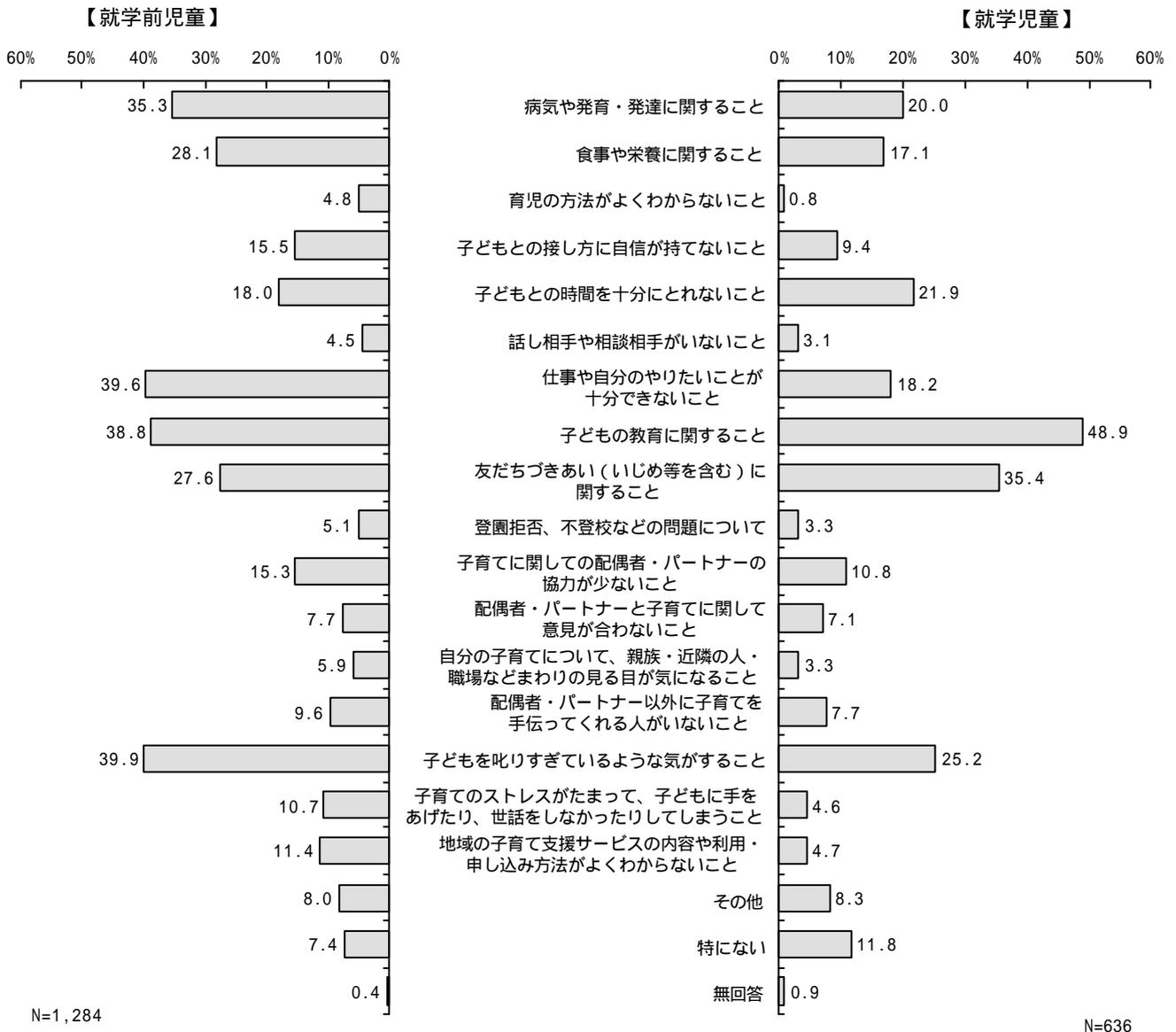
## (2) 子どもの健康の確保

### 現状と課題

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の充実が不可欠です。

実態調査の結果をみても、子育てに関する悩みとして就学前児童では 35.3% の人が「病気や発育・発達に関すること」を、また 28.1% の人が「食事や栄養に関すること」を挙げており、これらに関するニーズの高さがうかがえます。

### 子育てに関する悩みや気になること



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

さらに実態調査の自由回答をみても、小児医療に関する要望は3番目の多さとなっています。

妊娠中は様々な要因により精神的に不安定になったり、また出産後は子育てにおける肉体的・精神的負担により孤独感を感じたりすることもあるため、これらの負担や孤独感を和らげると同時に、特に子どもの健康に関する必要な知識を普及するためにも、各種相談事業や親同士の交流の場をつくる必要があります。

### 市民の声

実際に子育てに悩んでいても、自ら市役所に行く人は少ないと思う。したがって、3歳児健診のように、こちらから足を運ぶ必要のあるサービスが重要だと思う。母親学級などは初産婦に限られているので、経産婦でも同じ年に出産をする方との交流が持てるように初産婦限定でなくしてほしい。

小児科、小児歯科、耳鼻科などの医療機関を紹介した、分かりやすい情報冊子、マップなどがほしい。

小児科の夜間・休日・救急対応の医療機関を充実してほしい。

市内に夜間休日対応の施設を設けてほしい。

乳幼児医療費助成制度の手続きを簡素化してほしい。

乳幼児医療費助成制度の対象を拡大してほしい。

## 施策の方向性

### ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、安心して出産ができるよう、出産準備教育や相談事業を実施していきます。

また多くの親子が集まる場として健診がありますが、その場を活用して、日ごろの子育てに関する不安や悩み等に対する相談に応じていきます。

同時に、子育て中の保護者が孤独感に陥らないよう、地域の仲間づくり等に関する情報を提供していきます。

これらの取組は、主として行政が行っているものですが、私たち一人ひとりも子育ての“先輩”として、相談を受けたり体験を語ったりすることができるような機会をつくっていくことも大切です。

## イ 「食育」の推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事に対する配慮が必要です。また、食は、人間性の形成と家族関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

そこで子ども自身が、自分から楽しく食べようとする意欲をもち、おいしいものをおいしいと感じる力が育つよう、保育園や小・中学校で行われている給食への取組の充実（旬を知る、安全な食材、地場野菜の導入、生産者・調理員・栄養士との交流など）をはじめ、幼稚園や保健センターにおいても、食に関する学習の場や情報の提供に取り組んでいきます。

また、妊産婦については、特に栄養面での相談・指導が必要となることから、母親学級・両親学級の間等で食生活の改善に向けた学習の機会や情報を提供していきます。

## ウ 思春期保健対策の充実

性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っていきます。

これらのことは、学校のカリキュラムの中で取り上げられているものではありませんが、不安を持った子どもが安心して相談できるよう、相談体制の充実にも取り組んでいきます。

## エ 小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを生み育てるための基盤となるものです。そこで、小児科医を中心とした子どもの健康を守るためのネットワーク構築に取り組むことにより、日ごろの健康管理をバックアップしていきます。さらに救急医療については、近隣市の医療機関との関係をより一層強化し、万が一の場合にも安心できるような体制づくりに取り組んでいきます。

### (3) 要支援児童への対応などきめ細かな取組

#### 現状と課題

支援費制度の導入など、障害者福祉施策が大きく変わりつつある現在、障害のある子どもへのサポートは、「障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていかなければなりません。

しかし、その過程では、障害のある子どもが地域で生き生きと生活できるよう、障害のない子どもと共に成長できるような配慮が必要です。これまで私たちのまちでは、保育園や幼稚園、小中学校の通常の学級で共に生活し、学びたいと希望する親子の増加に対して、教員の加配や介助者の派遣、施設の改修等、様々な受け入れ方法が取り組まれてきましたが、今後も、就学に当たっては親子の意向を尊重する方針を続けていく必要があります。

通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対する支援の状況

項目	支援状況	学校数・人数等
学習・生活支援	教職補助員の配置	3校 3補助員人
水泳学習支援	水泳補助員の配置	7校 5補助員人
施設・整備支援	トイレ・水洗い場の改善、段差の解消等の施設面の改善	
移動に係る支援	手すりの設置・移動機器の購入等の改善	移動機器は2校
その他	教育備品の購入	貸し出しによる

(平成16年1月31日現在)

また、近年の児童虐待の件数は年々増加しており、各方面で取組の強化が図られています。多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安感や負担感を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こり得ることです。

私たち一人ひとりが、虐待を防ごうとする意識を持つことが、虐待予防に結びつくと考えられますので、各種相談事業や親同士の交流事業、さらには多様な保育サービスを通して、子育てへの不安感や負担感を和らげるよう、取り組んでいきます。

ひとり親家庭等の自立支援

母子家庭に対する支援策を充実してほしい。

父子家庭に対する支援策を充実してほしい。

母子家庭になり働かなくてはならないのに、預かってもらわなければ就労が困難なので、保育園を増やしてほしい。

母子家庭、父子家庭の触れ合いの場がほしい。

母子家庭の母親の就労に配慮がほしい。

これまで、母子家庭に対する支援に期待が持てなかった。

どこに相談すればよいのか、どのような支援を受けることができるのか分からない。

子どもの「兄」「父親」的な相談相手が公共施設にいるとよい。

子育て（学校行事を含む）と仕事の両立に困難を感じている。

障害児施策の充実

障害のある子どもがもっと暮らしやすいまちになってほしい。

障害児に対する支援をもっと充実してほしい。

親が病気、急用の際、安心して子どもを預けられる相手がいらないため困っている。

保健センターなどで、療育支援や相談を提供してほしい。

統合教育を受けさせたいが、実現していない。

障害児の親の就労に配慮がほしい。

## 施策の方向性

### ア ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭については、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援に取り組んでいきます。

特に就労支援については、行政に任せるだけでなく、私たち一人ひとりも地域の仲間としてできる限りの協力をしていきます。

### イ 障害のある子どもへの施策の充実

#### (ア) 障害の原因となる疾病や事故の早期発見・治療

妊婦一般健診や乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、障害のある子ども及び発達に問題があると思われる子どもに関しては、関係機関の連携により、最善の方向を探っていきます。

#### (イ) 障害のある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現

障害のある子どもが地域で安心して共に生活できるよう、在宅福祉サービスを充実させることは当然のことですが、地域においては私たち一人ひとりが見守っていく必要があります。

#### (ウ) 各種子育て支援事業との連携

障害者計画の中でも触れられている「共に育ち、学ぶ保育・教育の充実」の実現に向け、障害のある子どもが地域で障害のない子どもと共に保育・教育を受けることができるよう、関係機関の連携を強化していきます。

### ウ 児童虐待防止対策の充実

「新座市児童虐待防止ネットワーク会議」を充実させることにより、児童虐待問題に対応する機能を持つ医療、保健、教育、警察等関係機関が連携して、私たちのまちが一体となって子どもや家庭への援助の方法や対策を考え、対処していきます。また、児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・支援、アフターケアなど、児童虐待に対して総合的に対応していくため、私たち一人ひとりが地域の状況に目を配っていきます。

また、子ども自身が自分の身を守るためのプログラムの普及にも努めていきます。

## (4) 地域における子育て支援のネットワークづくり

### 現状と課題

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず地域コミュニティにおいて子育てをサポートしていくための仕組みづくりが必要です。

私たちのまちではこれまで、全国に先駆け、市民による子育てネットワークの活動が生まれ、行政や専門機関、地元大学などと連携しながら、先駆的な事業を展開してきました。「子育て応援都市」として、この行動計画を市民の協力や地域の様々な資源を活用しながら着実に進め、次世代育成の環境を整備するには、市民・行政・専門機関・地元大学などが連携するネットワークが様々な人や組織を結び、有機的に機能し発展していくことが重要です。地域における子育て支援のネットワークをさらに拡大し、きめ細かく充実させることにより、多様な子育てニーズに対応し、まち全域で子育て支援が行えるよう取り組んでいきます。

子育て支援ネットワーク事業（平成15年度）

子育てサポーター養成講座	10～11月、10回
子育てサロン	年16回
お母さんのはあとタイム	年9回
子育て通信の発行	年4回
子育てネットワークフェスティバル	10月、3月
子育て情報誌の発行	3月

親子のひろば実施状況（平成15年度）

実施回数	年12回（6か所×2回）	
参加組数	計121組	
内容	京花紙、手遊び、話合い	公園遊び、手遊び、話合い （フープ、トンネル、ボルブール）
	小麦粉粘土、手遊び、話合い	

### 市民の声

世代に応じた母親のサークルがあるとよい。  
幼稚園入園前に同世代の子ども、親と気軽に知り合える機会、遊べる機会がほしい。  
子育て経験者と子育て中の親の交流があるとよい。  
子育てサークル活動の情報をインターネットで公開してほしい。

## 施策の方向性

### ア 子育てに関する多様な市民活動の創造と支援

この計画の実現には市民の協力が不可欠です。そのためには、子育てに関する市民活動を奨励し、多様なボランティアグループやNPOを育成していくことも課題です。市民活動を「子育て応援都市にいざ」を共に築く協働のパートナーとしてとらえ、活動場所や活動助成、情報の提供、委託事業などの具体的支援に取り組んでいきます。

### イ 子育て支援のネットワークづくり

現在私たちのまちには、「新座市虐待防止ネットワーク」や「子育て支援ネットワーク」などが設置されていますが、こうしたネットワークをさらに拡充させていきます。人や情報、知恵や経験が共有されることで、相乗効果を促し、個々の活動がより豊かに広がり、きめ細かな子育て支援や対応が展開されることを目指します。

### ウ 子育て中の親子の交流促進

子育て中の親が孤独感に陥ることなく、子育ての喜びを分かち合うことができるよう、誰もが気軽に訪れ、子育て中の親同士が交流し、子育てに関する相談が気軽にできる「子育て支援センター」や「子育てサロン」「つどいの広場」といった場や機会を身近につくっていきます。また、「親子のひろば」のように、親子で参加して遊びを通じたグループづくりも支援していきます。

### エ 子育て支援ボランティアの育成

子育てや子どもの育ちをまちぐるみで支援し、市民参画による子育て応援都市を実現するために、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手を育成することが重要です。子育て中の親にとって身近な相談者や支援者となれる多様な子育てボランティアの育成にも積極的に取り組んでいきます。

## 2. 働きながら子どもを育てている人を応援するために

### (1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

#### 現状と課題

##### ア 保育サービス

現在、私たちのまちの児童人口は減少傾向にありますが、保育園利用児童の割合が年々増加していることにも表れているように、保育サービスに対するニーズは逆に増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

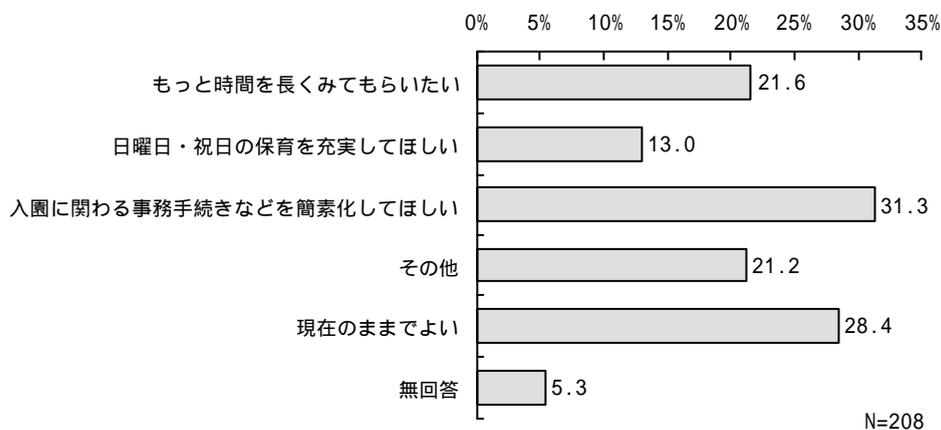
保育園利用児童の割合

	平成 14 年度	平成 15 年度	対前年比増減
全 国	26.5%	27.2%	+0.7%
新座市	15.5%	17.1%	+1.6%

(注) 保育園利用児童数 ÷ 就学前児童数

さらに実態調査の結果をみると、現在保育園を利用している人のうち 21.6% の人が「もっと時間を長くみてもらいたい」とし、13.0%の人が「日曜日・祝日の保育を充実してほしい」としています。また、現在認可外保育施設を利用している人のうち、17.6%の人が、利用理由として「(認可)保育園が開いている時間や曜日と勤務時間が合わないから」を挙げています。このように、勤務形態の多様化等の影響で、保育園の開園時間・曜日に対するニーズは多様化しています。

保育園に対する要望



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

現在私たちのまちでは、通常保育のほか、時間延長保育、産休明け保育、休日保育等が実施されており、多様な保育ニーズへの対応が進められています。しかし保育園の待機児童が100人を超えていることにも表れているように、多様化・増大するニーズに対して十分に対応しているとは言えません。今後はより一層の保育サービスの充実により、これらのニーズに対応していく必要があります。

また、子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもの教育に関すること」を就学前児童の保護者で38.8%の人が挙げており、保育園においても、小学校期の生活や学習の基礎・基本につなぐための基盤となる知的な発達や心の発達への対応が求められています。

## イ 放課後児童保育サービス

放課後児童保育サービス（放課後児童保育室）については、現在、小学校4年生までを対象として（一部例外を除く）、放課後から午後6時まで実施されています。

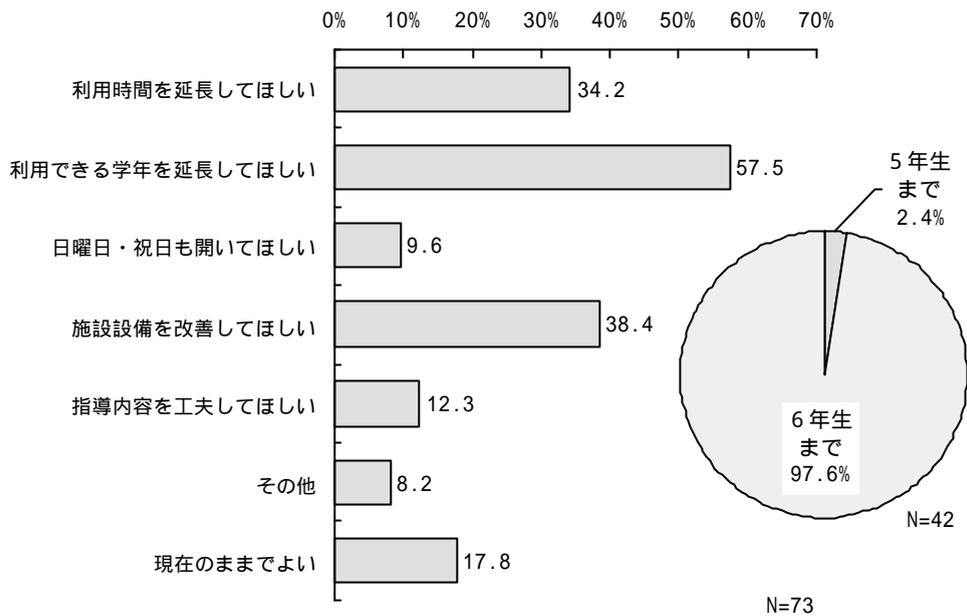
放課後児童保育室利用児童の割合

	小学校在籍児童数	放課後児童保育室 入室児童数	入室割合
1年生	1,438	270	18.8%
2年生	1,403	256	18.2%
3年生	1,534	251	16.4%
4年生	1,357	127	9.4%
合計	5,732	904	15.8%

（注）平成15年4月6日時点

しかし、実態調査の結果をみると、対象学年の引上げや設備の改善、利用時間の延長などに対する希望が多く挙げられています。また、保育室の大規模化（大人数化）や夏休み利用児童の増加への対応等も大きな課題となっています。さらに指導員の配置や労働条件の改善についても、課題として指摘されています。

### 放課後児童保育室に対する要望



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

今後のサービスのあり方については、「子どもにとってなにが一番大切なのか」を考えながら、子どもの目線から適切な保育が行われるような放課後児童保育サービスの運営も検討していかなければなりません。

特に対象学年の引上げについては、引上げを希望する人の 97.6%が小学校 6 年生までを希望していることや、現在全国の約 4 分の 1 の自治体で小学校 6 年生までの放課後児童保育を実施していること等を踏まえ、検討する必要があります。

### 市民の声

#### 保育サービス

子どもが病気でどうしても親が仕事を休めないときに、安心して子どもを預けられる、スタッフの充実した施設が市内に数か所あるとよい。

病児保育を利用したい。保育園に看護師を配置してほしい。

一日だけなど、臨時に子どもを預けることのできる融通のきくサービスがほしい。

気軽に利用できる一時保育サービスがほしい。

#### 放課後児童保育サービス

保育園は 19:00 まで預かってもらえたが、放課後児童保育室は 18:00 までなので、時間的に困っている。

放課後児童保育を一時的 (緊急時) に利用できるようにしてもらいたい。

学校の長期休暇中 (夏休み以外の) も放課後児童保育室で預かってほしい。

## 施策の方向性

### ア 保育サービスの充実

本来、保育が必要であるにもかかわらず保育を受けることができていない待機児童を始めとして、今後すべての子どもが等しく保育を受けることができるように保育サービスの充実に取り組むことが必要です。

そこでまず、児童や保護者のニーズを正確に把握・検討し、保育サービスを計画的に提供し、待機児童が発生しないようにしていきます。国・県の方針である待機児童ゼロ作戦は新座市においても最重点課題であり、早急な解決が求められています。具体的な施策の基本として、市が直接的な責任をもって保育の質を保障し運営する認可保育所の新設を軸にした基盤整備の推進が必要です。その計画を実施する際には、保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら検討していきます。

そして、認可保育園で行われている通常保育サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制の整備（延長保育や特定保育、休日保育、障害児保育、一時保育、病後児保育等）を進めていきます。

また、保育園での養護と教育が、小学校就学後の生活や学習にスムーズにつながるよう、教育内容や指導方法の充実に努めていきます。

### イ 放課後児童保育サービスの充実

小学生全学年を対象とした放課後児童対策を重要課題として取り組んでいきます。また、大規模保育室や定員を大きく超えた保育室の問題を解決していくために、新設・分園等が必要になっており、そのための対策の検討を進めていきます。その際には、県の整備・運営基準を参考にします。

また、指導員の専門力量が発揮できるように条件整備と力量アップの研修などを進めていきます。

さらに、障害児学童保育室の設置及び中学生以上の障害のある子どもたちの放課後の受け入れ先として、障害児学童保育室に対しての助成や設置について検討する必要がありますが、具体的にどのようなニーズがあるのかについて、保護者のニーズ調査・聞き取り調査などを通して把握し、広域的な取組も視野に入れ進

めていきます。

これらの施策の推進については行政と関係機関が一体となって協議を進めていきます。

#### ウ サービスの質の確保・向上

これまでは、主としてサービスの量の確保を重視した取組がなされてきましたが、今後は量的な確保に加え、質の確保・向上についても検討していく必要があります。

サービスの質の確保・向上という視点に立ったとき、保育・放課後児童保育においては、子どもたちの個性や成長に応じた健やかな育成を保障するとともに、家庭との連携を図り、ニーズに即したサービスを提供することが求められます。そのためには、保護者と保育士・指導員との間で、また、専門職の間で保育の目的と理念が共有される必要があります。

また、現行の保育・放課後児童保育サービスのあり方を第三者に評価してもらうことも検討する必要があります。評価に際しては、子どもにとって本当に何が必要か、といった子どもの目線に立ったサービス内容の評価という視点も大切なことです。そして、得られた評価については、保育・放課後児童保育サービスの質の確保・向上のために、十分に活用することが重要です。

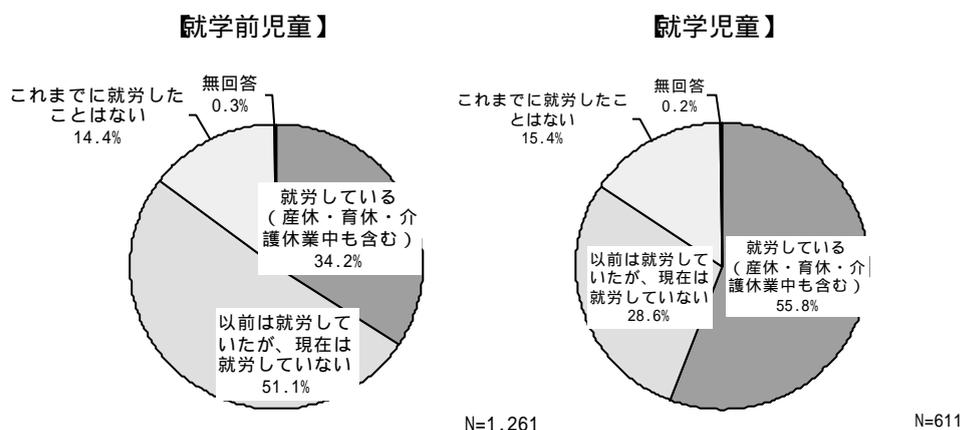
こうした取組を進めていくに当たって、行政は自らが持つ保育・放課後児童保育サービスの情報を漏れなく提供するよう心掛けていく必要があります。

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 現状と課題

実態調査によれば、現在、私たちのまちでは、就学前児童を持つ保育者（主たる保育者）の34.2%、就学児童を持つ保育者の55.8%が、仕事をしながら子どもを育てていますが、このように働きながら子育てをしている人にとって、保育サービスの提供が十分ではない、特に保育時間と就労時間とがうまくかみ合わないという現状は切迫した問題です。また、子どもとの時間が十分に取れないことは、子育てをしている中での不安の一つとしても挙げられています。

#### 保護者の就労状況



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

そして保育園利用者のうち 21.6%が保育園に対して時間延長に対する希望を持っていますが、こういった問題の解決をすべて施設の新築や保育時間の延長に頼るのではなく、育児のための短時間勤務制度が活用できるようにしていくことも必要です。

現在、市では、育児・介護休暇制度の普及活動を通して、地域の事業者に対して子育てをしながら働く人のための制度について、広報紙を活用するなどして、その導入や活用の促進の意識啓発を働きかけているところです。私たち一人ひとりも、それぞれの職場で事業者と話し合いの場を持つなどして、子育てを応援するすべての人が一体となって仕事と子育ての両立に向けて前進していく必要があります。

## 施策の方向性

働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに時間を割いてなるべく長い時間子どもと同じ時間を共有できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、行政だけでなく私たちも一体となって様々な方面から事業者に対して働きかけていきます。

## 市民の声

働きたいが、子どもを預ける先がないため働くことができない。  
子育てとの両立が困難なため、就労を諦めてしまっている母親が多い。  
内職や在宅勤務などで、主婦の力を社会に還元できる仕組みが必要だ。  
子育てに対する職場の理解がない。行政からの働きかけが必要だ。  
子どもとの時間を大切にしつつ働ける環境があるとよい。  
子どもの急病に伴う欠勤や早い退社時間などに寛容な職場が多くなってほしい。

### (3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

#### 現状と課題

共働き家庭の割合が増加していく中で、男性の家庭内での育児に関する役割は大きくなっています。このことは、子育てをすることの喜びを感じることでできる機会が、男性にとって増えている、というとらえ方もできます。もちろん個人の考え方・行動を変えていくことが第一ですが、男性がよりスムーズに家庭での子育てに参加できる環境をつくるためには、行政が事業主に対してノー残業デーの設定や年次有給休暇の積極的な取得を認めるよう意識啓発を図るなどの、側面からの働きかけが必要です。

一方で、実際に休暇を取り、育児に参加する男性の意識も同時に啓発していく必要があります。職場優先意識を改善するだけでなく、これまでの性別役割分担にとらわれず平等に生きていける社会を目指し、今後の男性の働き方や子育てのあり方について研修会などを実施することは重要です。

そして実際の社会参加に際しても、集会などは遅い時間帯に開催する、子育てに喜びを感じられるメニューを提供する等の配慮が必要です。これによりひとりでも多く参加者が増えることで、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、それが真の男女共同参画社会の実現につながることを、私たちのまち全体が常に意識していく必要があります。

#### 市民の声

労働条件を見直し、父親と育児との関係を深くする必要がある。  
企業はワークシェアリングに取り組んでほしい。  
不景気で、会社の子育てに対する理解がなくなった。  
父親が子育てをしやすい環境を整備してほしい。  
父親の就労時間を見直したり、父親学級を必須にしたりするなど、父親の育児への積極的な参加を促さなければならない。

## 施策の方向性

### ア 男性を含めた働き方の見直し

市役所を始めとした市内の事業所において、それぞれに設けられた育児休業取得率の目標の達成を目指していきます。そのためには、行政からだけでなく、私たち一人ひとりも事業者に対して様々な働きかけを行い、そしてこの制度の趣旨と目的を明確に理解してもらうよう取り組んでいきます。

それと同時に、男性に対して子育て家庭における働き方と子育てのあり方について、男性同士で、家庭内で、そして私たちのまち全体で一緒に考える機会を設け、共に子育て参加に取り組む姿勢を持つよう、意識啓発を図っていく必要があります。

### イ 父親の子育て参加の促進

父親が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、そして実際に家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めていくことを目指します。

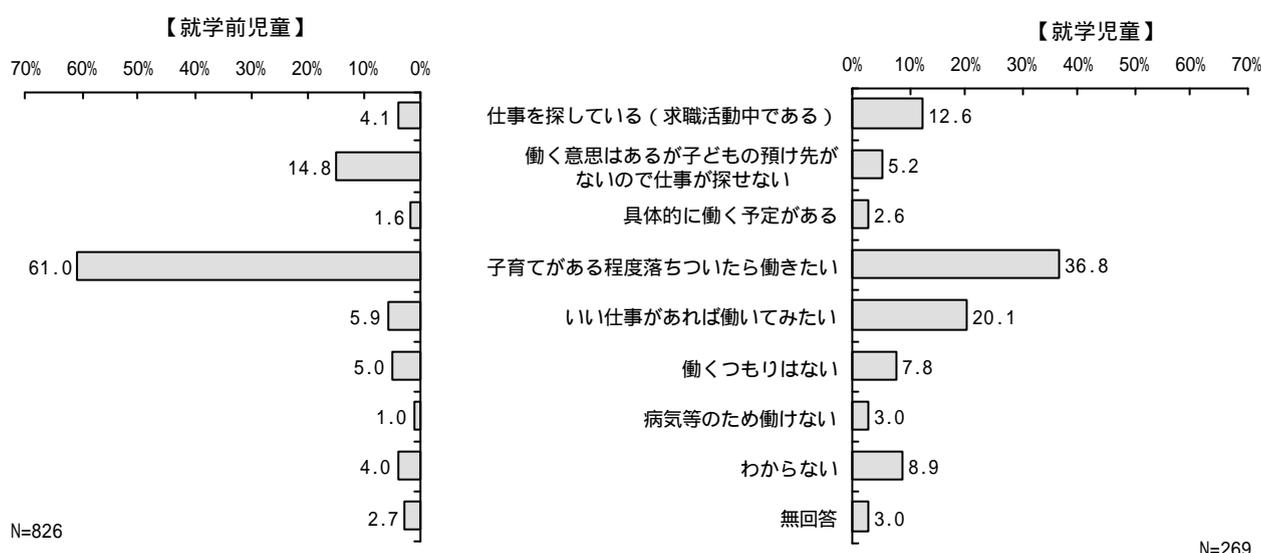
そのためには、父子手帳の配布や父親対象の育児教室の充実、家庭教育学級の開催など、行政や子育てサークルなどと一体となって男性の子育て参加の意識を高めていく事業を実施します。そして子育て参加、社会参加を行う際にはなるべくスムーズな参加が図られるよう、研修会の開催時刻や研修の内容を工夫する配慮をしていきます。

## (4) 育児中の親の再就職支援

### 現状と課題

出産・育児が原因となり、それまで働いていた職場を辞め子どもの保育に専念してきた親が、子育ても一段落したころに再び働く機会を求める声は大きく、実態調査の結果をみても、出産前に働いていた経験がある人のうち、8割以上が再就労の意向を持っています。

### 再就労の意向の有無



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

しかし、再就職に至るまでのハードルは決して低いものではなく、「子どもの預け先が決まっていないと仕事が決まらない。しかし仕事が決まらなると預けられない」という声も聞かれます。求職中でも子どもを預かってもらえるような保育のあり方も今後検討していかなければなりません。

同時に、就労前の段階から必要な技術等を修得し、その後のスムーズな就職・勤務に移行できるよう、必要なサポート体制を整えておくことも必要です。

## 施策の方向性

再就職を希望する子育て家庭のひとりでも多くの方が職に就き、そして豊かな就労生活と子育て生活を送ることができるよう、行政や事業者、そして私たち一人ひとりが力を合わせて様々な協力の下にこの問題に取り組んでいきます。

そのためには、まず行政機関同士の連携ということでは、市とハローワークとの連携による情報提供や相談事業の充実を図り、また私たちのまち全体で子育て家庭を応援する視点に立って、再就職に関する情報交換や、OA技術に代表される就職に必要な技能の習得の機会の提供等について、子育ての合間に気軽に集まれる場の利用も含めて考えていく必要があります。

### 3 . 親と子の学びと育ちを応援するために

#### (1) 親になるための学習環境の整備

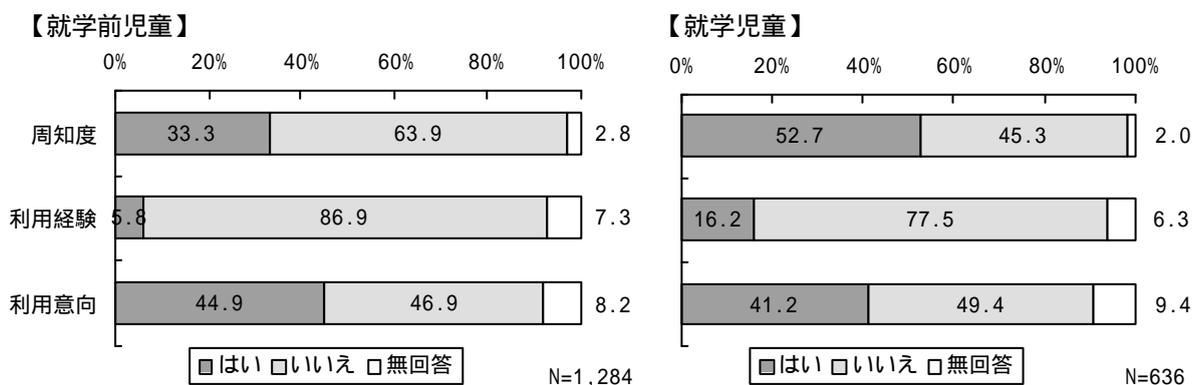
##### 現状と課題

かつての親たちは、日々の子育てやしつけ、家庭教育を、家族や親戚、近隣の親たちの姿から学び、支えられて行ってきました。しかし、少子社会に育った若い親たちは、兄弟の数も少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少なく、かつての世代と比べると育児に通じる様々な体験が希薄になっています。こうした背景から、現代にふさわしい家庭教育や次世代の親となる子どもへの体験・学習環境を整備することが求められています。

このように、子どもを生き育て、そして教育していくためには、まず親の現実にあった家庭教育支援を展開していくことが必要です。実態調査によると、家庭教育に関する学級・講座の利用状況は就学前児童で 5.8%、就学児童で 16.2% に過ぎませんが、利用意向をみると、4 割以上の方が「今後参加したい」としていることから、無責任な放任や過保護・過干渉の育児に陥らないよう、子育てに関する学習の機会を充実させ、家庭の教育力の向上を目指します。

さらに、将来親になる中高生に対しても、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取組が求められています。

家庭教育に関する学級・講座の周知度・利用経験と今後の利用意向



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

## 施策の方向性

現在子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して家庭で子育てを行えるような相談・指導・学習機会・支援事業等の充実を目指していきます。

また次代の親となる中高生に対しては、子どもを生き育てる喜びを私たち一人ひとりが伝え、人間性の豊かさやたくましく生きる力を育むような、様々な地域活動の場の提供に取り組んでいきます。

## 市民の声

地域で子育てを行うことに対する共通認識を形成する必要がある。  
子育ては親だけのものではなく、地域で子育てをしていくという感覚を、地域の人々皆がもってくれるとうれしい。  
親自身が大人になりきれていないこと、親が親たりえていないことが問題である。  
親も子と共に育つことが重要である。  
子育てに積極的に父親も関わらなくてはならない。  
父親も参加できる子育て関連のイベントを増やしてほしい。  
週末（特に土曜日）の時間の使い方を地域で考える必要がある。  
学校教育の中で、新生児や乳児と触れ合う機会が必要だと思う。

## (2) 子どもの豊かな心の育みの支援

### 現状と課題

#### ア 子どもの豊かな心の育み

子どもたちが豊かな心を育てていくためには、学校で机に向かって学習するだけでなく、部活動・課外活動や自然体験・社会体験活動等の学校外活動を通して様々な体験をしていくことが大切です。そして、このような小さいころからの様々な体験やそこでの様々な人との関わりは、子どもたちが自分たちのまちについての理解を深めていくことにもつながると思われまます。

私たちのまちではこれまで、児童センターや「新座っ子ぱわーあっぷ事業」等で、子どもたちに様々な体験の場や機会を提供してきました。特に「新座っ子ぱわーあっぷ事業」には多くの子どもたちが参加し、9割以上が参加して楽しかった(「とても楽しかった」と「まあまあ楽しかった」の計) という感想をもっています。

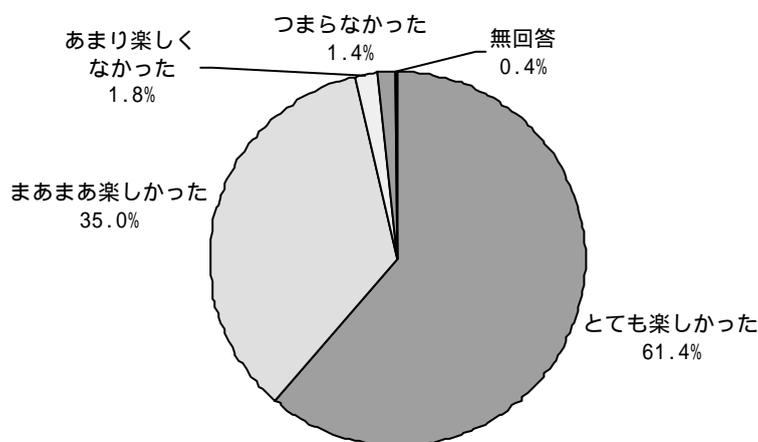
「新座っ子ぱわーあっぷ事業」の参加者数(平成14年度)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	在籍児童数	参加率
152	286	225	172	161	74	1,070	8,296	12.9%

(注1) 途中退会者を含めた年間の参加登録者数。

(注2) 在籍児童数は平成14年5月1日現在の数字。

「新座っ子ぱわーあっぷ事業」に参加した感想



(資料) 新座っ子ぱわーあっぷ事業参加者アンケート(平成15年2月)

また同時にこれらは、子どもたちの居場所としても機能してきましたが、これまで参加していない子どもたちが興味を持つよう、今後より一層の充実を図っていく必要があります。

## イ いじめや少年非行等の問題行動、不登校

その一方で、いじめの陰湿化や不登校により、学びたくても安心して学ぶことができない児童、少年非行等の問題行動を起こす児童への適切な対応も行っていく必要があります。こういった児童に対するケアを誤ると、将来に向けた健全な成長を妨げる結果になりますので、学校だけの問題としてとらえるのではなく、様々な立場からのアプローチが必要となってきます。

私たちのまちでは、学校においては不登校児童生徒への復学支援や、積極的な生活指導によっていじめ等の発生防止・早期発見を目指し、悩みを持つ児童生徒が気軽に相談に行けるように専門のカウンセラーを配置していますが、保護者も含めて、学校が相談の場所としてより一層機能していくことが求められています。

### 市 民 の 声

パワーあっぷくらぶを含め、数々の子どもを対象としたプログラムに参加でき、満足している。

パワーあっぷくらぶに参加したいと思ったが、近くに参加したいクラブがなかった。

土曜日のパワーあっぷくらぶのプログラムの項目を増やしてほしい。

## 施策の方向性

### ア 子どもの豊かな心を育むための取組

子どもたちが地域で様々な体験活動を充実させていくために、プログラムの策定等に当たっては、子ども自身や保護者等の参画を検討していきます。そして、より多くの子どもたちに参加してもらえるプログラムの開発に取り組んでいきます。

### イ 特色ある学校づくり

学校における教育環境を整備するに当たっては、従来の行政の画一的な学校施策ではなく、指導方法や学区割に弾力性をもたせ、地域に根ざした学校づくりを目指します。

### ウ 幼児教育の充実

就学前の幼児期の子どもたちにとっては、幼稚園での日ごろの生活や体験は非常に重要な意味を持つものです。したがって、地域の特性や各園の特色を生かした、個性ある幼稚園教育活動を進めていきます。

また、これまで幼稚園と保育園は、異なる制度のもとで幼児の教育に関わってきましたが、これからは連携を図りながらそれぞれの機能を生かし、就学前の子どもがスムーズに小学校生活に移行できるような仕組みを検討していきます。

### エ いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応

いじめ、少年非行や不登校の問題に対応するために、専門的な相談員やカウンセラーを適切に配置し、指導・助言・情報交換等のネットワーク化を図ります。また、こうした相談員の資格を幼稚園や学校の教員も取得できるよう、必要な講座の開設やカリキュラムを考えていきます。

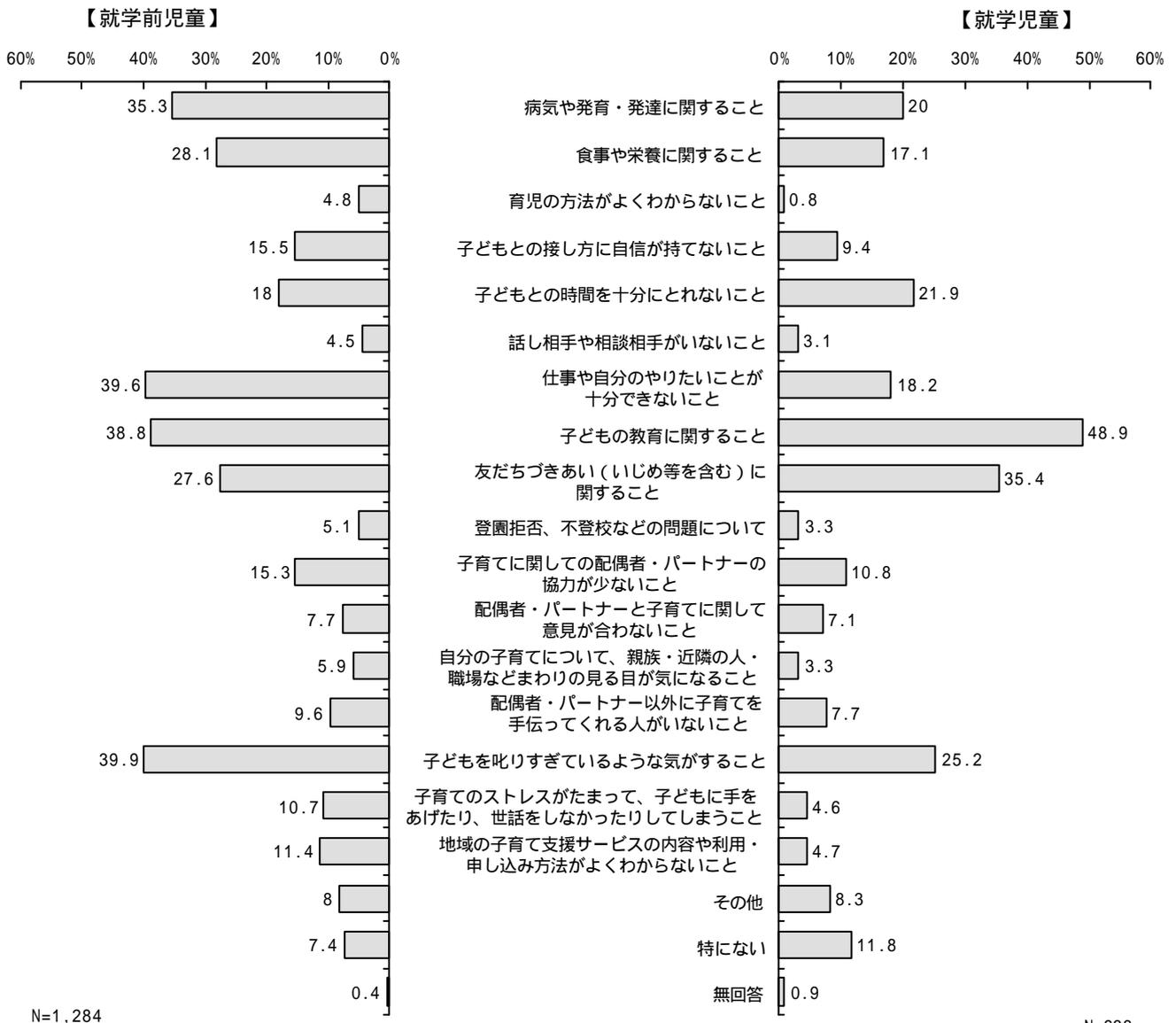
さらに、学校だけではなく、専門機関との連携や大学生のピアサポーターを活用するなどして、その児童に最も適したアプローチで立ち直りをサポートしていきけるような役割分担についても検討を進めていきます。

### (3) 子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

#### 現状と課題

少子社会に育った、現在子育て中の若い親たちにとっては、自分の子どもが初めて抱く赤ちゃんであったり、世話をする赤ちゃん、ということも珍しくありません。大家族で、兄弟や隣近所の小さな子どもの世話をしたような体験を豊富に持つ年配の親世代と比較すると、総じて育児につながる経験に乏しく、核家族の多い私たちのまちでは、身近に子育てについてアドバイスや手助けをしてくれる人もおらず、子育てに不安を感じたり、自信を持ってない親が増えています。

#### 子育てに関する悩みや気になること



N=1,284

N=636

(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査 (平成 15 年 2 月)

家庭における教育力の向上を図るには、まず、こうした若い親たちが通過してきた社会の変化や地域の子育てを取り巻く現状を踏まえて支援することが重要です。

また、子育ての悩みは、子どもの成長と共に変化していくものです。いつの時代にも子育てに悩まない親はいないものです。親は様々な悩みを抱えながらも、それを乗り越え、子どもと共に成長していく存在であるとも言えます。

しかし、目の前の問題をどのようにとらえ、立ち向かい、解決したらよいのか、戸惑う親もいます。相談する方法や知識・情報にも疎く、適切な対応が取れないまま孤立してしまう家庭もあり、このようなケースにおいては、極端な場合は虐待や家庭内暴力といった人権が侵害されるような状況も危惧されます。

子どもの育ちに応じて、親と子どもが学んだり、悩みを相談できる場を整備し、必要な情報や機会が適切に提供され、利用されることが、地域においても重要な課題です。

その中でも、保育園や幼稚園という場が、子育てに関する専門性を生かした学習環境や情報の提供に取り組んでいくことが求められます。

## 施策の方向性

### ア 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供

子育て家庭が抱えている悩みやニーズは、子どもの発達段階によって異なります。これらを的確にとらえ対応するため、保育園や幼稚園とも連携をしながら、育児関連講座の充実や家庭教育学級の開催等、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させていきます。

### イ 子どもの「生きる力」の育み

子どもたちの豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育むために、学校や地域、家庭が相互に連携しつつ、子どもたちへの多様な体験活動の機会の提供を充実させていきます。

### ウ 地域のスポーツ環境の整備

子どもたちの肉体的・精神的な健全育成を目的とするだけでなく、市民の誰もがそれぞれに持つスポーツへのニーズに応じて、いつでもどこでもスポーツやレクリエーション活動ができる、生涯スポーツ社会の実現に向けた施設整備や各種スポーツ教室の開催を充実させていきます。その際には、指導者として地域の競技経験者等が関わっていける可能性も検討していきます。

## 市民の声

地域が一つとなってスポーツやボランティア活動を行っていく必要がある。  
小学校高学年の子どもは、体力を持て余しています。しかし、野球、キャッチボール、サッカーなど、思いっきり体を動かす場が少ない。  
地域の奉仕活動に子どもを参加させたい。  
子どもをきちんとしつけるなど、家庭教育ができていない親がいることが心配だ。  
土曜日に子どもが参加できるプログラムやイベントなどの情報が分からない。  
土曜日のぱわーあっぷプログラムの項目を増やしてほしい。

## (4) 子育て支援のための地元大学との連携の推進

---

### 現状と課題

私たちのまちは、3校もの大学が存在するという非常に恵まれた環境にあります。その大学に通い、様々な子育て活動を実施し、活動を支援する側としての大学生は、比較的年代が近いことによる子どもたちに与える影響の大きさや、彼らが活動に傾けるエネルギーの大きさを考えると、大きな期待を抱かせる存在です。

また、育児・教育・学校問題を専門とする大学の先生方の存在は、子育て支援を求める家庭・学校・地域にとっての講師役、相談役として適任と言えます。

子育てを地域ぐるみで支援していくという観点に立ったとき、地元大学は地域資源の一翼を担う重要な存在です。学校や地域がうまく地元の大学と連携を図っていくことが今、求められていると言えます。そして、支援する側の大学生にとっても、現在の活動が次代の親として来るべき自らの子育てシーンに活用されることが期待されます。

### 施策の方向性

各種イベントにおいては大学生にボランティアとしての参加を仰いだり、不登校の児童生徒や集団不適應の児童生徒への対応の場においては、臨床心理学系の学生にサポーターとしてその活動の支援を仰いだり、さらには大学の先生方から専門的な立場から私たちのまちの子育て支援に対する助言をしてもらったりと、協働して私たちのまちの子育て支援を充実させていけるよう、地元大学との連携の強化に取り組んでいきます。

## 4 . 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### (1) 子どもの権利を守るための環境整備

#### 現状と課題

現在、子どもを取り巻く環境、特に家庭内においては児童虐待やネグレクトの問題、家庭外においてはいじめや体罰の問題等があり、これらが子どもが健やかに成長する権利を侵害している状況にあります。

例えば虐待に関する埼玉県の場合（平成14年度）をみると、虐待の相談件数は平成5年度以降増加傾向にあり、特に、児童虐待防止法が制定された平成12年度から急激に増加しています。またその内容をみると、身体的虐待の件数が最も多く、虐待相談の46.8%を占めており、次いで保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が33.3%、心理的虐待が15.8%となっています。さらに、件数は少ないものの、性的虐待も前年度の41件から59件へと増加しています。

虐待相談の件数

	埼玉県						新座市		全国
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度		平成14年度		平成14年度
						構成比		構成比	
身体的虐待	236件	452件	686件	824件	682件	46.8%	7件	42.1%	46.1%
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	55件	107件	295件	450件	486件	33.3%	8件	36.8%	37.7%
性的虐待	32件	37件	48件	41件	59件	4.0%	0件	0.0%	12.8%
心理的虐待	46件	95件	157件	230件	231件	15.8%	4件	21.1%	3.5%
合計	369件	691件	1,186件	1,545件	1,458件	100.0%	19件	100.0%	100.0%

（注）平成14年度の虐待相談件数が前年度を下回っているのは、中央児童相談所内で実施していた「よいこに電話相談」が平成14年11月から外部の電話相談に移行されたことが影響していると思われます。

従来、発見されにくいとされていたネグレクト、心理的虐待、性的虐待が増えてきているのは、児童虐待防止法により、児童虐待に対する認識が、児童に関わる関係者や一般の人にある程度深まった結果であると考えられ、このことは、虐待の通告経路のうち、平成 14 年度は前年度と比較して、医療機関、近隣・知人からの通告が増加していることからもうかがわれます。

そこで今後とも私たちは、「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識をより高く持って子どもと接するとともに、人権侵害に遭った子どもたちに対しては、一刻も早くその回復が望まれるような体制をつくっていく必要があります。様々な社会のひずみから生じたこういった新たな課題に対して、地域として、安心して子どもが育っていける環境を整備すべく、家庭や学校、専門家との連携を図りながら子どもの権利を尊重した施策を実施していく必要があります。

## 施策の方向性

虐待や人権侵害に遭う恐れのある子どもに対しては、その環境からすぐに子どもを救うことができるような体制づくりを目指します。

そのために、「新座市児童虐待防止ネットワーク会議」を充実させることにより、児童虐待に対応する機能を持つ、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関といつでも連携を取れるような体制とし、私たちのまちが一体となって子どもや家族への援助の方法や対策を考えていきます。

## (2) 子育てを支援する生活環境の整備

### 現状と課題

子どもが私たちのまちで健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して活動できるような、ゆとりある生活空間が必要となります。それぞれの生活の場においてストレスを感じずに子育てができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの確かな成長を約束するために、これからの私たちのまちづくりにおいて欠かせない視点となっています。

自宅においてはまず、余裕のある安全な住空間が確保されている必要があります。それぞれの家庭が各々のライフスタイルに合わせて子育て生活を営んでいくために、行政としては優良な賃貸住宅や安心できる住宅情報を提供することが求められています。

また、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化が進められる必要があります。同時に、これにより実現されたバリアフリー情報は、ひとりでも多くの人に知ってもらうため、様々な方法によって一層の普及活動が図られる必要があります。

さらに、子どもの成長にとって有害な情報がまん延する場所に対しては、子どもたちが近寄れないようにするなどの配慮をしていく必要があります。特に、性や暴力等の有害情報を内容とするメディアは、以前よりも比較的子どもたちの手の届きやすい範囲に存在するようになってきています。これは防犯上の観点からも深刻な事態になっており、市や警察、そして市民一人ひとりが一体となって、子どもの健全な成長が期待できるようなまちをつくっていくことが必要です。

### 市民の声

#### 安心して外出できる環境の整備

駅や公共施設については、車いすやベビーカーでも移動できるようバリアフリー化を進めてほしい。

歩道の幅員を十分に確保してほしい。

夜道が暗く、不安を感じるので街灯を十分に整備してほしい。

#### 子どもを取り巻く有害環境対策

通学路にたばこの自動販売機がある。

## 施策の方向性

### ア 良質な住宅の確保

家庭における子育てを安心してできるような住宅の整備を目指します。そのためには、余裕を持って子育てに臨めるゆとりのある優良賃貸住宅の確保や、ハウジングガイドブック等による各種の情報提供により一層取り組んでいきます。

### イ 良好な居住環境の確保

子どもを生き育てるに当たって、まち全体として提供可能な居住環境の整備に取り組んでいきます。子どもの成長の妨げとなるような住宅の改善を急ぐとともに、地域の実情を踏まえた都市計画マスタープランとの整合性を保ちながら、居住建物を含めた総合的なまちづくりを検討していきます。

### ウ 安全な道路交通環境の整備

子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるように、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。幅員の狭い道路の拡幅事業については、なるべく身近な生活道路の整備から優先的に実施していきます。

### エ 子育てバリアフリー環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの親を始め、高齢者・障害者に至るすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを考えていかなければなりません。そのためには、公共機関や公的建築物におけるバリアフリー化に取り組み、その内容を子育てバリアフリーマップ等の形にして、積極的に情報提供していくことを目指します。

### オ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報への子どもたちのアクセスの問題は、市や警察等だけではなく、私たち市民一人ひとりが協力して解決していかなければなりません。そのためには、家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。

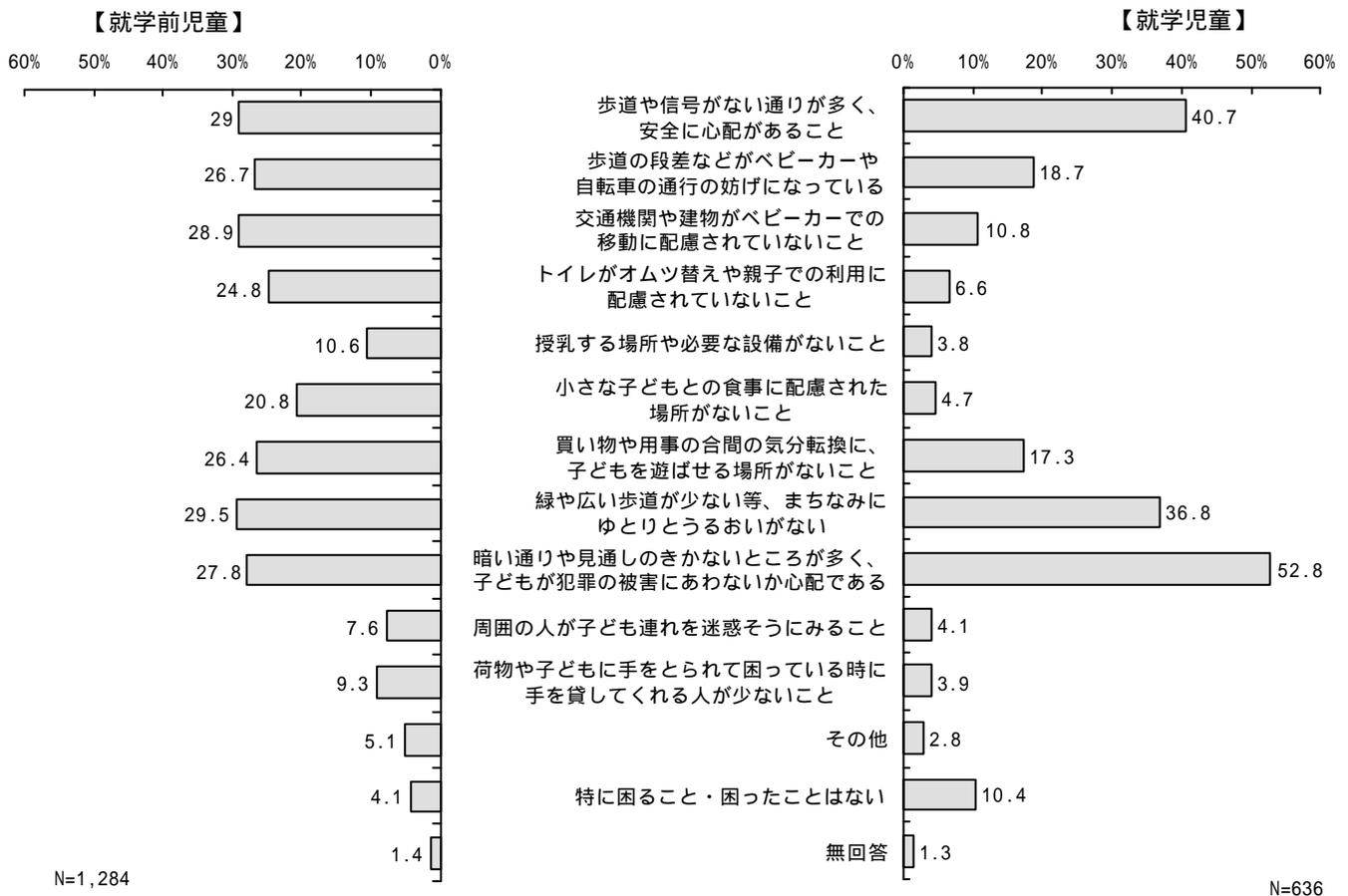
### (3) 子ども等の安全の確保

#### 現状と課題

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには市や警察を始めとする関係機関・団体と一体となって協力し、私たちのまち全体で安全体制・防犯体制を整備しなければなりません。

実態調査の結果をみると、子どもとの外出時に困ったこととして、就学前児童においては、おおむね道路交通の安全性に対する懸念が強いことが分かります。幼い子どもが危険と隣り合わせにある環境は、早急に改善される必要があると言えるでしょう。

子どもとの外出時に困ったこと



(資料) 新座市子育て支援に関するニーズ調査(平成15年2月)

また、就学児童においては防犯上の観点からまちづくりに不安を抱く声が多く挙げられています。子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、またその行動範囲も拡大することから、子どもを対象とした犯罪や事故に遭う危険性が増加します。そこで、私たちや学校の先生だけではなく、様々な人の目が行き届くまちづくりを目指す必要があります。

現在私たちのまちでは、交通安全や防犯対策に関わる様々な事業が、市や警察等との連携により実施されています。これからも子どもの安全を確保していくためには、学校やPTA、そして私たち一人ひとりの力で、自分たちの住むまちを安全にするという意識を常に持ち、それを実践していく必要があります。またその中では、事件や事故を未然に防ぐために、子ども自身においても少しでも自分の身を守る方法を学んでおくことが求められています。

そして万が一、実際に被害に遭ってしまった子どもとその家族に対しては、日常生活へスムーズに戻り、その後の健全な育成をサポートするようなバックアップのシステムをあらかじめ考えておくことが大切です。

そこで、今後は専門機関や専門家等との連携を強化して、カウンセリングの充実に努める必要があります。

## 市民の声

### 安全な道路交通環境の整備

公園周辺の交通安全を確保してほしい。

道路が狭く、子どもの外出が不安である。安全を確保できるように拡幅などの処置を講じてほしい。

歩行者の安全確保のため自動車通行の規制を強化してほしい。

子どもに交通ルールや自転車の乗り方をしっかり教育してほしい。

### 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

小学校周辺のパトロールを実施してほしい。

子どもが犯罪に巻き込まれないような遊び場の環境整備を進めてほしい。

緊急通報体制・緊急通報装置の整備を進めてほしい。

## 施策の方向性

### ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもが安心して外出でき、活発に屋外活動を行いのびのびと育っていけるようなまちを目指します。そのために市や警察を始めとする様々な機関は、交通安全教室の開催や交通指導員を配置するなどして、子どもに交通安全意識を植えつけるような事業に取り組んでいきます。

また、私たち一人ひとりにおいても、子どもを車に乗せる際にはチャイルドシートを必ず着用し、交通安全教室にも積極的に参加するなどして、日ごろから子どもの安全を意識することを目指します。

### イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人目によって子どもを犯罪被害から守る必要があります。そのために、市や警察が関係機関・団体との連携を強化し、例えば交番の増設や防犯灯の設置、防犯研修会等による防犯に関する普及・啓発を行い、犯罪の抑止・撲滅を図ります。

また、専門家だけではなく私たちも、「子ども 110 番の家」等のボランティア活動に参加することで、まち全体としての防犯体制をつくる役割を果たしていきます。私たちの住むまちの安全は私たち自身の手によって守る、という意識を持つことが大切です。

さらに、子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、親が様々な機会をとらえて教えることはもちろん、専門家の講習や CAP (Child Assault Prevention) プログラムの実施等に取り組んでいきます。

### ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもが犯罪等の被害に遭ったときには、子どもが一刻も早く救済され、そして立ち直っていけるよう、専門機関や専門家との連携によるバックアップ体制を考えていくことを目指します。そのために、子どもだけでなくその家族に対してもきめ細かな支援が必要なため、適切な相談事業の実施やカウンセラーの活用に取り組んでいきます。

# 第5章

## 目標事業量の設定

1. 定期的な保育等に関する事業の目標設定
2. 一時預かり型事業の目標設定
3. 地域における子育て支援事業の目標設定



# 1 . 定期的な保育等に関する事業の目標設定

## (1) 通常保育

### 事業の内容

保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。

### 現在の対応状況等

現在、19園で1,447人の利用がありますが、利用を希望しているものの、利用できない待機児童が177人います（平成15年10月1日現在）。

### 施策の方向性および課題

要保育児童数\*は、共働き世帯の増加や経済情勢の影響により増加傾向にあるため、通常保育のニーズは今後さらに増えると予想されます。そのため保育所の新設及び建替えによる定員枠の拡大が必要となりますが、将来の要保育児童数を予測するには人口推計だけでなく要保育率（要保育児童数÷就学前児童数）の伸びをどうとらえるかがポイントとなりますので、目標事業量の設定に当たっては、過去数年間の要保育率の推移を勘案しました。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
1,614人	1,447人	19か所	1,867人

#### 《算出方法》

推計就学前児童数 推計要保育率 目標事業量  
7,876人 × 23.7% = 1,867人

目標事業量 現在入所児童数 必要増加数  
1,867人 - 1,447人 = 420人

90人定員 × 4か所（25%定員枠拡大）

#### \* 要保育児童の定義

保育園入園希望があることを前提に、  
就労等の理由により家庭での保育に欠ける児童  
保護者が求職中の児童  
家庭保育室等に入室している児童

「子どもを預けられれば働きたい」といった潜在的なニーズは除外している。

## ( 2 ) 延長保育

---

### 事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。

### 現在の対応状況等

現在、全園で午前7時～午後7時の延長保育を実施しています。

### 施策の方向性および課題

午後7時以降の延長保育は、現在法人保育園2園で行っています（午後8時まで）が、今後、延長時間及び実施園の拡大を行うか、公設公営園での実施も含め検討する必要があります。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
152人	-	19か所	全園で実施

## ( 3 ) 夜間保育

---

### 事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園において夜間保育を行います。

### 現在の対応状況等

現在は実施していません。

### 施策の方向性および課題

ニーズはありますが、実施については検討が必要です。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
57人	0人	0か所	10人

## (4) トワイライトステイ

---

### 事業の内容

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、登録協力家庭等において一時的に預かります。

### 現在の対応状況等

登録制の協力会員に委託し実施しています。

### 施策の方向性および課題

原則的に送迎がなく、児童が徒歩で協力家庭まで行くことが必要なことから、小学校区に3世帯の協力家庭の確保を目指します。

ただし、ファミリー・サポート・センターでも同様のサービスの提供が可能なため、両サービスで一体的に対応していきます。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
306人	6人	24世帯	51世帯(協力家庭)

## (5) 休日保育

---

### 事業の内容

日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行います。

### 現在の対応状況等

現在1園(北野の森保育園)で実施しています。

### 施策の方向性および課題

地域のバランスを考慮して実施園を拡大していきます。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
70人	10人	1か所	40人

## (6) 放課後児童保育室

### 事業の内容

保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、放課後児童保育室での保育を実施します。

### 現在の対応状況等

すべての小学校に設置していますが、入室児童数は増加傾向にあり、保育所と同様に要保育率の増加が見込まれます。現在は定員を超えて受け入れているため待機児童はいません。

### 施策の方向性および課題

要保育率は増加傾向にあります。定員超過及び小学生全学年の受入れの問題への対応が課題となっており、施設によっては今後、分室等の対策が必要となります。また、現在、県により整備・運営基準づくりが行われており、原則40人定員、6年生までの受入れが盛込まれた案となっていることから、この点についての検討も必要です。

なお、教育委員会の子どもの居場所づくり全児童対策や学校管理下外での学校開放も併せて検討する必要がありますが、当面は指導員の配置により対応します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
895人	926人	18か所	1,184人

#### 《算出方法》

$$\text{推計対象児童数} \quad \text{推計要保育率} \quad \text{目標事業量}$$
$$5,406 \text{ 人} \times 21.9\% = 1,184 \text{ 人}$$

$$\text{目標事業量} \quad \text{現在定員数} \quad \text{必要増加数}$$
$$1,184 \text{ 人} - 1,020 \text{ 人} = 164 \text{ 人}$$

小学校区ごとに児童数を勘案し新設・分割を行う。

## 2 . 一時預かり型事業の目標設定

### ( 1 ) 病後児保育 ( 派遣型 ・ 施設型 )

#### 事業の内容

疾病回復期にある概ね 10 歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行います。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行う「派遣型」と、保育所その他の施設、病院又は診療所において適当な設備を備える等により保育を行う「施設型」があります。

#### 現在の対応状況等

現在は実施していません。

#### 施策の方向性および課題

計画期間中に市域で 1 か所、医療機関等に委託する「施設型」での実施を検討します。

ニーズ調査結果	現状			目標事業量
	実施形態	人数	箇所数	
25 人	派遣型	0 人	0 か所	-
	施設型	0 人	0 か所	4 人

## (2) ショートステイ

---

### 事業の内容

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かります。

### 現在の対応状況等

現在は児童相談所との連携により、相談所内の一時保護所や里親への一時保護委託により対応しています。

### 施策の方向性および課題

乳児院及び児童養護施設等への委託による実施を検討します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
12人（就学前8人、 就学後4人）	0人	0か所	2人

## (3) 一時保育（緊急のみ）

---

### 事業の内容

専業主婦が育児疲れや急病の場合などに、保育園において一時的な保育を行います。

### 現在の対応状況等

現在7園（横田・まきば・山びこ・白梅・栗原・北野の森・新堀保育園）で実施しています。

### 施策の方向性および課題

保育園新設（建替え）時等に実施を検討します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
44人	70人	7か所	110人

## (4) 特定保育

### 事業の内容

保護者がパートを行っている等により保育が困難な0～3歳未満児に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。

### 現在の対応状況等

現在は実施していません。

### 施策の方向性および課題

現在は通常保育及び一時保育（非定型）でカバーしているニーズであり、それぞれの事業における受入れ枠の拡大により対応が可能です。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
117人	0人	0か所	-

## 3. 地域における子育て支援事業の目標設定

### (1) ファミリー・サポート・センター事業

#### 事業の内容

保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行います。

#### 現在の対応状況等

平成14年4月に設置し、平成16年2月1日現在の会員数は321人です。

#### 施策の方向性および課題

協力会員数の拡大に取り組みます。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
	-	1か所	-

## (2) 地域子育て支援センター事業

### 事業の内容

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

### 現在の対応状況等

現在 1 か所（新堀子育て支援センター）設置しています。

### 施策の方向性および課題

最終的には母親が子どもを連れて歩いていける距離（小学校区に 1 か所）にあることが望ましいのですが、当面、本 6 か年計画においては、地域的な偏り等に配慮しつつ、中学校区に 1 か所程度の整備を行います。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
	-	1 か所	8 か所

## (3) つどいの広場事業

### 事業の内容

主に乳幼児（0～3歳児）を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じるつどいの場の提供を行います。

### 現在の対応状況等

現在は実施していません。

### 施策の方向性および課題

最終的には母親が子どもを連れて歩いていける距離（小学校区に 1 か所）で実施することが望ましいのですが、当面、本 6 か年計画においては、地域的な偏り等に配慮しつつ、中学校区で 1 か所程度実施します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量
	人数	箇所数	
	-	0 か所	6 か所

# 第6章

## 個別施策の展開

1. 子育てをしているすべての家庭を応援するために
2. 働きながら子どもを育てている人を応援するために
3. 親と子の学びと育ちを応援するために
4. 子どもが安全に育つ安心なまちづくり



# 1. 子育てをしているすべての家庭を応援するために

## (1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

### ア 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て支援課
つどいの広場	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親がうち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる集いの場を提供する。	子育て支援課
子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助をすることで子育て支援を図る。	子育て支援課
一時保育の充実	非定型的保育サービス・緊急保育サービス等、多様な保育サービスの拡充を検討し、推進する。	子育て支援課
子育て支援ネットワーク事業「子育てサロン」の開設	1歳前後の乳幼児と親を対象に子育てのヒント、リフレッシュについて学びながら交流し、地域での子育てを考える。	生涯学習課
子育て支援総合コーディネーター事業	子育て支援総合コーディネーターを配置し、地域における多様な子育て支援サービスの情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等の支援を行う。	子育て支援課
保育園園庭開放	保育園の園庭を開放し、保育園の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。	子育て支援課
保育園地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育園の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢による交流を図る。	子育て支援課
お母さんのあそびタイム事業	子育てやしつけの悩みや不安を抱える親を対象に、臨床心理士、子育てサポーターを交えて子育てについて語り合う場を提供し、育児の孤独感や不安感の解消の一助とする。	子育て支援課 生涯学習課
幼児教育についての情報提供	市内幼稚園の情報など幼児教育についての情報提供を行う。	子育て支援課
幼稚園長時間預かり保育補助事業	保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し人件費等の補助を行う。	子育て支援課

## イ 相談機能の充実

事業名	事業内容	所管課
児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。	子育て支援課
家庭児童相談室	日常電話又は来庁によって児童の相談を受け指導を行う。さらに必要があれば専門機関への紹介もする。	子育て支援課
でんでんむしの家	発達支援や育児支援の必要とされる児童及び親(家庭)に対して、集団指導や相談活動を通して支援を行う。	子育て支援課
各種市民相談事業	法律相談(弁護士)、人権相談(人権相談員)、行政相談(行政相談員)、税務相談(税理士)等の各種相談事業を実施する。	自治振興課
女性困りごと相談事業	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された市民からの相談を受ける。	自治振興課

## ウ 子どもの居場所づくり

事業名	事業内容	所管課
児童センターの建設	地域住民のニーズに対応する事業が展開できる複合施設として、市内3番目の児童センターを建設する。	子育て支援課
放課後児童保育室事業の充実	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童保育室の充実を図る。	子育て支援課
児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課
学校施設の開放	学校施設や余裕教室を活用して整備したコミュニティ施設等を開放し、地域の学習機会の充実を図る。	教育総務課
新座っ子ぱわーあっぱ事業	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験・社会体験・スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習課

## エ 子どもの健全育成

事業名	事業内容	所管課
児童センター業務の充実	子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子育て支援課
主任児童委員連絡会議	委員間の情報交換や研修の場として、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図る。	生活福祉課
学校懇談会	市内各小中学校の教員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図る。	指導課
民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図る。	生活福祉課
青少年市民会議の推進	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関を持って組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行う。	生涯学習課

事業名	事業内容	所管課
新座市 PTA・保護者会連 合会活動の推進	市内公立小中学校をもって組織され、保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市 PTA・保護者会連合会」の様々な活動を支援し、推進する。	生涯学習課
ふれあい地域連絡協議 会活動の推進	地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、地域内の学校、各種団体、関係機関等によりネットワークを形成し、地域の教育力の向上を目指した「ふれあい地域連絡協議会（各中学校区に設置）」の様々な活動を支援し、推進する。	生涯学習課
青少年団体の育成	子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。また、ジュニアリーダー養成講座等の研修事業を開設する。	生涯学習課
元気の出るまちづくり 子ども議会	未来を担う子どもたちのユニークな意見を市政に反映するとともに、市政に対する子どもたちの理解と関心を深めることを目的に、市議会議場を使用して子ども議会を開催する。	秘書広聴課

## オ 利用者の立場に立った、子育て情報の提供サービスの確立

事業名	事業内容	所管課
子育て支援ネットワ ーク事業「子育て情報誌」 「子育て通信」の発行	家庭教育の支援を図るために実施する子育て支援ネットワ ーク事業の一環として、子育て中の親が必要な様々な情報（子 育てサークル情報、公共施設案内、民間事業案内、幼稚園・ 保育園情報等）を市民の参画により収集し編集した「子育て 情報誌」「子育て通信」を発行する。	生涯学習課
子ども情報提供事業	子どもたちの地域における様々な体験活動の充実と、家庭 教育を支援する体制を整備するため、必要な情報を市民の参 画により収集し、提供する（提供方法：子ども情報誌 Can Do! の発行、ホームページの更新）。	生涯学習課
「民生委員・児童委員だ より」の配布	民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の活動内容（子 育て支援ほか）の紹介の便りを委員が担当地域内の各家庭を 訪問配布し、地域への周知を図る。	生活福祉課
子育てバリアフリーマ ップの配布	乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ど も連れに優しいトイレの設置場所などを示した子育てバリア フリーマップを作成し配布する。	子育て支援課
インターネットを利用 した子育て情報の提供	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも情報が 得られるよう、インターネットでの情報提供事業を行う。	子育て支援課

## カ 世代間交流の促進

事業名	事業内容	所管課
すこやか広場事業	商店街の空き店舗を活用し、商店街で買物をする者の休憩 の場、地域の高齢者の仲間づくりの場及び商店会、町内会等 地域の団体及び市民の活動の場、健康増進の場を提供する。	経済振興課
高齢者いきいき広場	余裕教室等を活用し、各小学校区に介護予防・健康づくり・ 世代間交流等を図る、高齢者いきいき広場を順次整備してい く。	介護福祉課

## (2) 子どもの健康の確保

### ア 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	所管課
乳幼児医療費の助成	乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児が医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。	子育て支援課
乳幼児健診	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施する。	保健センター
乳幼児歯科健診の充実	歯科健診及び歯科衛生士による集団ブラッシング指導を実施しているが、市民の利便性を考え、実施箇所や対象月齢の拡大など、受診枠を広げていく。	保健センター
乳幼児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士で実施しているが、利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進する。	保健センター
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行う。とりわけ、育児不安の大きい出産直後から生後3か月までの乳児を対象に「お誕生連絡票」に基き新生児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とする。	保健センター
妊婦一般健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進する。	保健センター
妊婦HIV抗体検査の実施	妊娠届出時の受診票の利用拡大を図り、防止対策を実施する。	保健センター
妊婦超音波検査の実施	対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図る。	保健センター
B型肝炎母子感染防止の推進	妊娠届出時の受診票の利用拡大を図り、防止対策を実施する。	保健センター
母親学級・両親学級	第1子出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。	保健センター
育児学級	生後3～4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供し、育児不安の軽減を図るとともに地域の仲間づくりの機会とする。	保健センター
母子愛育会活動の助成	母と子の保健を中心に地域の健康づくりを推進している活動を支援していく。	保健センター

## イ 「食育」の推進

事業名	事業内容	所管課
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談及び、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行う。	保健センター
乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児家庭での食事を通じた健康づくりを支援するために、乳幼児健診や育児学級等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行う。	保健センター
母親学級・両親学級（再掲）	第1子出産予定の母親と家族を対象に、栄養士による妊娠期・授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設け、知識・情報の提供を行う。	保健センター
保育園における食育の推進	保育園の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成する。	子育て支援課
食育事業（エプロンシアター）	市内幼稚園児及びその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアターの実演を行い、幼児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図る。希望する幼稚園に対して地域活動栄養士会と協働し、エプロンシアターを実施する。	保健センター
食生活改善推進員協議会の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進員協議会を育成し、活動を支援する。	保健センター
食事づくり等体験活動の開催支援	食生活改善推進員協議会の開催する調理実習（クッキングパパ、子ども料理教室等）の活動支援を行い、男性や子どもが食事づくりに参加する機会を設ける。	保健センター 指導課 子育て支援課
保健、教育等の連携の推進	保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報の提供を進める。	保健センター 指導課

## ウ 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	所管課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。	保健センター 教育相談センター
教育相談事業の充実	教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図る。	教育相談センター

## エ 小児医療の充実

事業名	事業内容	所管課
小児救急医療支援事業	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、「小児病院群輪番制」の参加病院に対し運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図る。	保健センター
救急医療対策協議会	保健所（県）が主催する救急医療対策協議会に委員として職員を派遣する。	保健センター

### (3) 要支援児童への対応などきめ細かな取組

#### ア ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	所管課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施する。	子育て支援課
遺児手当	父母又はそのいずれかが死亡した児童の保護者に対して遺児手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	子育て支援課
女性・母子相談	女性・母子（ひとり親家庭含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行う。	子育て支援課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して入所を行う。	子育て支援課
ひとり親家庭介護人派遣制度	ひとり親家庭の世帯員又は一人暮らしの寡婦が疾病等の事由により日常生活に支障があるときに、一時的に介護人を派遣して必要な家事や保育を行う。	子育て支援課
ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して、申請に基づき支給する。	子育て支援課
母子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課
J R 通勤定期乗車券の割引制度	児童扶養手当の受給世帯員が J R 通勤定期乗車券を購入する際、特定者資格証明（有効期限 1 年）及び特定者用定期乗車券購入証明書を提示することにより 3 割引で購入できる。	子育て支援課
ひとり親家庭親子のつどい	ひとり親家庭に対してレクリエーションを実施し、親子又はひとり親家庭の相互交流と親睦を図る。	子育て支援課
新座市母子・父子及び寡婦福祉社会事務局	新座市母子・父子及び寡婦福祉社会の活動を事務局として支援する。	子育て支援課
ひとり親家庭等児童夜間養護事業（トワイライトステイ）	父親や母親の帰宅が仕事などの都合で遅いため、夕刻を一人で過ごしているような家庭の児童を夕方から夜にかけて預かり、夕食や入浴を提供する。	子育て支援課
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携しながら、求人情報の提供、技術習得機会の提供等を行う。	子育て支援課

## イ 障害のある子どもへの施策の充実

事業名	事業内容	所管課
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施する。	保健センター
家庭児童相談員の健診への参加	健診会場で発達や育児の相談を受け、必要に応じ健診事後指導グループにつなげるとともに、専門機関への紹介や関係機関との連携により問題解決を図る。	子育て支援課
妊婦一般健康診査の充実（再掲）	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進する。	保健センター
早期療育調整会議	障害児及び発達に問題があると思われる児童(未就学児)について、関係機関が一堂に会し情報交換を行い最善な方向を協議する。	子育て支援課
定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努める。	学務課
肢体不自由児通園施設みどり学園、心身障害児通園施設わかば学園の充実	複合的な総合福祉センター建設の検討と合わせ、みどり学園、わかば学園の療育基盤整備を図り、療育機能を充実する。	障害福祉課
在宅福祉サービスの推進	障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスをさらに充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進する。	障害福祉課
障害者医療とリハビリテーションの充実	幼児期から成人期、高齢期にわたって地域の医科、歯科医療ケア体制の充実と日常的な医学的リハビリテーション体制の整備を行うとともに、県総合リハビリテーションセンター等の専門機関との情報交換などのネットワークづくりを推進する。	障害福祉課
地域療育支援センターの設置	療育相談、指導訓練等が必要な児童を総合的に支援する地域療育支援センターの設置について、広域的な視点で総合福祉センター内に併設整備を検討する。	障害福祉課
保育・教育内容の充実	保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育園、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努める。また、障害や障害のある子どもに対する教員や職員の理解を深める、研修会等の機会を増やす。	教育相談センター 教育総務課 子育て支援課 障害福祉課
保育・教育相談窓口の整備	教育相談センターでは、障害のある子どもの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。また、福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに各機関が連携し、適切な相談活動ができるよう努める。	障害福祉課 生活福祉課 子育て支援課 教育相談センター
障害児保育の充実	障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実を図る。	子育て支援課
障害児保育研究会	障害児保育をめぐる諸問題を研究協議し、障害児保育を推進する。	子育て支援課

## ウ 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	所管課
新座市児童虐待防止ネットワーク会議	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	子育て支援課
緊急一時保護	緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行う。	子育て支援課
児童相談の充実（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。	子育て支援課
家庭児童相談室（再掲）	日常電話又は来庁によって児童の相談を受け指導を行う。さらに必要があれば専門機関への紹介もする。	子育て支援課
乳幼児相談の充実（再掲）	保健師と栄養士・歯科衛生士で実施しているが、利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進する。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て支援課
お母さんのはあとタイム事業（再掲）	子育てやしつけの悩みや不安を抱える親を対象に、臨床心理士、子育てサポーターを交えて子育てについて語り合う場を提供し、育児の孤独感や不安感の解消の一助とする。	子育て支援課 生涯学習課
CAPプログラムの実施	いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラムを実施する。	子育て支援課

## （４）地域における子育て支援のネットワークづくり

### ア 子育てに関する多様な市民活動の創造と支援

事業名	事業内容	所管課
子育てサークル等への活動の支援	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークル等の活動する機会や場所の提供を行う。	子育て支援課 中央公民館 自治振興課
元気の出るまちづくり出前講座	市民の求めに応じ、市民が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。	生涯学習課

### イ 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	所管課
子育て支援ネットワーク事業	家庭教育の支援を図るために家庭・学校・幼稚園・保育園・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施するとともに、その支援を実施する子育てサポーターを養成するなど、市内の子育て支援体制を整備する。	生涯学習課
子育て支援サービスのネットワーク化の推進	地域における子育て支援サービスのネットワークを形成し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの向上を図る。	子育て支援課

## ウ 子育て中の親子の交流促進

事業名	事業内容	所管課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て支援課
親子のひろば	親子で参加し集団活動（遊び）を通して、地域での子育て家庭のグループづくりを支援する。	子育て支援課
子育て支援ネットワーク事業「子育てサロン」の開設、「子育てネットワークフェスティバル」の開催（再掲）	家庭教育の支援を図るために実施する子育て支援ネットワーク事業の一環として、乳幼児を持つ親が子どもとともに集い、子育てに関する喜びや悩みを共有しあい、子育てサポーターからアドバイスを受けながら手遊びなどで楽しい時間を過ごす「子育てサロン」の開設や、関係団体・機関を招き子育てに関する情報交換、運動会、アトラクションなどを実施する「子育てネットワークフェスティバル」を開催する。	生涯学習課
お母さんのあとタイム事業（再掲）	子育てやしつけの悩みや不安を抱える親を対象に、臨床心理士、子育てサポーターを交えて子育てについて語り合う場を提供し、育児の孤独感や不安感の解消の一助とする。	生涯学習課 子育て支援課
つどいの広場（再掲）	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親がうち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる集いの場を提供する。	子育て支援課

## エ 子育て支援ボランティアの育成

事業名	事業内容	所管課
子育てNPOの活動支援	NPO法人設立に当たっての事務などの情報提供を行うとともに、活動を支援する。	子育て支援課 自治振興課
子育て支援ネットワーク事業「子育てサポーター養成講座」の開催	子育てやしつけに関する悩みや不安を抱く親に対して、相談やアドバイスを行う「子育てサポーター」を養成する。	生涯学習課

## 2. 働きながら子どもを育てている人を応援するために

### (1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

#### ア 保育サービスの充実

事業名	事業内容	所管課
保育園の運営	保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育園での保育を実施する。	子育て支援課
保育園の新設	保育需要が高い地域に保育園を建設し、入所待機児童の解消を図る。	子育て支援課
保育園の建替え	老朽化した保育園を順次建て替える。	子育て支援課
育休明け入所予約事業	育児休業明けにスムーズな入所が図れるよう、入所予約の導入を検討する。	子育て支援課
病後児保育の検討	病後回復期にある子どもの保育体制を検討する。	子育て支援課
休日保育の充実	休日の保育の需要に対応するため、法人保育園に委託し、実施する。	子育て支援課
時間延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う。	子育て支援課
夜間保育の検討	保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子どものために夜間保育の実施を検討する。	子育て支援課
特定保育の検討	保護者の就労などにより家庭での保育が困難な3歳未満児に対して、週2、3日又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う特定保育の実施を検討する。	子育て支援課
産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	子育て支援課
障害児保育事業の充実	障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実を図る。	子育て支援課
保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	子育て支援課
幼稚園長時間預かり保育補助事業（再掲）	保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し人件費等の補助を行う。	子育て支援課
幼保小交流研修会の充実	幼稚園・保育園と小学校の職員が一堂に会して円滑な移行や卒園までの達成目標等について協議する等の研修を行う。また近隣の小学校に卒園前の園児が訪問し交流体験を行う。	指導課 子育て支援課
家庭保育室委託事業の充実	保護者の就労・疾病等により、保育に欠ける乳幼児の保育業務を保育室に委託し、実施する。	子育て支援課

#### イ 放課後児童保育サービスの充実

事業名	事業内容	所管課
放課後児童保育室事業の充実（再掲）	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童保育室の充実を図る。	子育て支援課

## ウ サービスの質の確保・向上

事業名	事業内容	所管課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う。	子育て支援課
サービス評価の仕組みの導入・実施	保育サービスの評価等の仕組みの導入・実施について取組を進める。	子育て支援課

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容	所管課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。	子育て支援課
保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実	保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実により、仕事と子育ての両立支援を図る。	子育て支援課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を実施する。また、ノー残業デーの推進を図る。	経済振興課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行う。	経済振興課

## (3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

### ア 男性を含めた働き方の見直し

事業名	事業内容	所管課
男性の育児休業取得の推進（再掲）	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行う。	経済振興課
男女平等意識の啓発	にいがた男女平等行動プランに基づき男女平等意識の啓発を行う。	自治振興課
男性の家事参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう啓発に努める。	自治振興課

### イ 父親の子育て参加の促進

事業名	事業内容	所管課
父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。	保健センター
育児学級・両親学級への参加啓発	夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の参加を促進するとともに、父親が積極的に参加できるよう講座内容を検討する。	保健センター

## (4) 育児中の親の再就職支援

事業名	事業内容	所管課
ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク朝霞で発行している「ハローワーク求人情報」を庁舎の2箇所に設置することにより、就業を希望する市民に対し、就業機会の確保を図る。	経済振興課
求人情報相談の充実	身近に求人情報が得られるように情報提供システムの充実を図る。また女性、高齢者、障害者などの就業機会の確保を図るため、ハローワークとの連携を密に、女性職業サービスルーム等の相談業務の活用を促進する。	経済振興課
内職相談事業	家庭外で働くことが困難な市民で、内職を希望する者に対し、内職に関する相談及び内職のあっせんを行い、もって市民の福祉を増進する。	経済振興課
資格・技能情報の収集と提供	適性に見合った職業選択、有効な資格や技能の取得ができるよう、情報収集し市民に提供する。	経済振興課
職業能力開発のための講座・講習会の充実	商工会及び事業所との連携を推進し、各種講習会を開催する。また、公民館等においてパソコン講習会等を実施する。さらに、市内の大学、専門学校等と連携し、講座・講習会を実施する。	経済振興課 生涯学習課 公民館等
転職・再就職講座の開催	転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催する。	経済振興課 公民館等
再雇用制度の普及	再雇用を進めるため、事業所に対して再雇用制度の普及啓発をする。	経済振興課
国・県の機関との連携	労働関連法規や処遇の改善等を身近に相談できる窓口の紹介と周知を図る。	経済振興課

### 3. 親と子の学びと育ちを応援するために

#### (1) 親になるための学習環境の整備

事業名	事業内容	所管課
育児関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	生涯学習課 公民館等
家庭教育学級等の充実	市内小・中学校及び幼稚園のPTA保護者が実施する家庭教育学級の充実を図る。	公民館等
子育て学習の全国展開事業「子育て講座」の開設	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」「保護者会」等の機会を利用して、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習課

#### (2) 子どもの豊かな心の育みの支援

##### ア 子ども豊かな心を育むための取組

事業名	事業内容	所管課
総合的な学習の時間の支援	新学習指導要領による総合的な学習の時間の活動を支援する。	指導課
教育副読本の整備	小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行う。また、体育副読本の整備を通して、児童・生徒の体育に関する基礎技能の定着及び体力向上を図る。	指導課
教育資料の整備・活用	教育情報に関する資料室を整備し、各校での研究成果や、発表等について情報収集するとともに、冊子や書籍等を整備する。また、インターネットで各校と接続し、資料の共有化を図る。	指導課
中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育む。	指導課
地域ふれあい講演会	学校と地域が連携し多様な体験を持つ方に講演を頂き、中学生に豊かな心を育むとともに広い意味での進路指導を行う。	指導課
小学校第1学年副担任事業	児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、市内18小学校に第1学年の学級担任の補助として副担任を30～35名を配置する。(児童数及び学校の状況により配置人数の変動がある。)	学務課
国際理解教育の推進	地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	指導課
環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	指導課
学校ふるさと構想の推進	子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、学校農園、雑木林、池等の学校教育の環境の充実を図る。	指導課
地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に生かすことにより、児童生徒の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図る。	指導課
情報教育の推進	子どもの情報活用能力を育成するとともに、情報機能のネットワーク化を図る。	指導課

## イ 特色ある学校づくり

事業名	事業内容	所管課
特色ある学校づくり事業	各学校において執行できる予算を配当し児童生徒、地域、学校の実態等に応じて特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。	指導課
学区の弾力的運用	地域の実情に即した学区の弾力的運用を図るため検討委員会を設置する。	学務課
学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指し、学校評議員を各学校に設置する。	指導課
教育インターネットの整備	市内の小中学校をネットで結び、教育指導や授業方法等の多角化を推進する。	教育総務課
コンピュータ教育の充実	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小中学校の教室・特別教室・校長室等にパソコンを整備する。	教育総務課
21世紀教育研究の推進	社会の急激な変化や、学校教育に対する様々な期待に対応し、学校、グループ、個人で時代に合わせたテーマを定め、研究を進める。	指導課
小中一貫教育研究事業の推進	小中学校交流研修会を開催し、小中一貫教育モデル校による研究を深め、小学校、中学校が一貫したテーマを持ち研究を行う。	指導課

## ウ 幼児教育の充実

事業名	事業内容	所管課
幼稚園教育の推進事業	私立幼稚園就園奨励費補助金、就園費補助金の拡充等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、心身共に穏やかな発達ができるよう幼稚園への就園を奨励する。	学務課
幼保小交流研修会の充実（再掲）	幼稚園・保育園と小学校の職員が一堂に会して円滑な移行や卒園までに達成目標等について協議する等の研修を行う。また近隣の小学校に卒園前の園児が訪問し交流体験を行う。	指導課 子育て支援課
幼児教育についての情報提供（再掲）	市内幼稚園の情報など幼児教育についての情報提供を行う。	子育て支援課

## エ いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応

事業名	事業内容	所管課
教育相談事業の充実（再掲）	教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
不登校児童生徒への支援	新座市教育相談室で教育相談員（3名）と学校カウンセラー（2名）が電話・来談相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。	教育相談センター
いじめ等青少年の問題行動への対策（積極的な生徒指導）	いじめ等青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、5名のさわやか相談員2名の不登校児童生徒支援員が相談活動を行ったり、教師がカウンセリングマインドを持って積極的な生徒指導が行えるよう学校カウンセリング研修会を開催する。	教育相談センター
ピアサポーター派遣事業	地域の大学の臨床心理系学部と連携することにより、大学生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不適応児童生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター

### (3) 子どもの育ちに応じた家庭教育への支援

#### ア 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供

事業名	事業内容	所管課
育児関連講座の充実(再掲)	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する機会の提供に努める。	生涯学習課 公民館等
家庭教育学級の開催支援	市内小・中学校及び幼稚園のPTA保護者会に対して家庭教育学級開催のための経費補助を行う。	公民館等
子育て講演会	子育てに関することをテーマに講師を呼び講演会を開催する。	子育て支援課
子育て学習の全国展開事業「子育て講座」の開設(再掲)	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」「保護者会」等の機会を利用して、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習課
元気の出るまちづくり出前講座(再掲)	市民の求めに応じ、市民が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。	生涯学習課
ブックスタート事業(はじめてブック)	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、保健センターで行う乳児健診の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。	中央図書館
絵本講座	幼児期に絵本を読み聞かせることは、子どもにどのような影響与えるのか、また周りの大人は子どもにどのような絵本を与えたらよいのか、読み聞かせの大切さや絵本の持つ力についての講座を実施する。	中央図書館
家庭児童相談室(再掲)	日常電話又は来庁によって児童の相談を受け指導を行う。さらに必要があれば専門機関への紹介もする。	子育て支援課
お母さんのはあとタイム事業(再掲)	子育てやしつけの悩みや不安を抱える親を対象に、臨床心理士、子育てサポーターを交えて子育てについて語り合う場を提供し、育児の孤独感や不安感の解消の一助とする。	生涯学習課 子育て支援課
インターネットを利用した子育て情報の提供(再掲)	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも情報が得られるよう、インターネットでの情報提供事業を行う。	子育て支援課
子ども情報提供事業(再掲)	子どもたちの地域における様々な体験活動の充実と、家庭教育を支援する体制を整備するため必要な情報を市民の参画により収集し、提供する(提供方法:子ども情報誌CandO!の発行、ホームページの更新)	生涯学習課
子育て支援ネットワーク事業「子育てサロン」の開設(再掲)	1歳前後の乳幼児と親を対象に子育てのヒント、リフレッシュについて学びながら交流し、地域での子育てを考える。	生涯学習課
子育て支援ネットワーク事業「子育て情報誌」「子育て通信」の発行(再掲)	家庭教育の支援を図るために実施する子育て支援ネットワーク事業の一環として、子育て中の親が必要な様々な情報(子育てサークル情報、公共施設案内、民間事業案内、幼稚園・保育園情報等)を市民の参画により収集し編集した「子育て情報誌」「子育て通信」を発行する。	生涯学習課
学校施設の開放(再掲)	学校施設や余裕教室を活用して整備したコミュニティ施設等を開放し、地域の学習機会の充実を図る。	教育総務課
生涯学習ボランティアバンクの充実	市民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながら、生涯学習ボランティアバンクとしての制度の充実を図る。	生涯学習課

## イ 子どもの「生きる力」の育み

事業名	事業内容	所管課
児童センター業務の充実（再掲）	子どもに豊かな生活を提供できるよう、スポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子育て支援課
小学生対象の様々な体験学習の開催	公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催する。	公民館等
新座っ子ばわーあっぱ事業（再掲）	地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験・社会体験・スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習課
ちびっこ疏水探検隊事業	栃木県西那須野町からの呼びかけを基に、愛知県安城市及び新座市の2市1町で開催した「疏水サミット」宣言趣旨の普及啓発と「野火止用水」（新座市）・「那須疏水」（西那須野町）」を中心とした両市町にある史跡や文化を楽しみながら学ぶことを通して、将来のまちづくりを担う子どもたちに、豊かな心とふるさと意識が芽生えていくことを願って開催する。	自治振興課
新座市国際交流協会への支援事業	市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、異文化の相互理解を深め、世界の人々の友好親善を図るとともに、世界に開かれたまちづくりのために、市民の国際認識や国際理解を高揚していくことを目的とする。	自治振興課
新座市青少年海外派遣事業	市内在住の中学生を海外へ派遣し、ホームステイなどを通じて、国際理解を図るとともに、これを契機に市民に対して国際意識の啓発を図る。	自治振興課
元気の出るまちづくり子ども議会	未来を担う子どもたちのユニークな意見を市政に反映するとともに、市政に対する子どもたちの理解と関心を深めることを目的に、市議会議場を使用して子ども議会を開催する。	秘書広聴課

## ウ 地域のスポーツ環境の整備

事業名	事業内容	所管課
総合スポーツ教室の開催	体育施設において、多種目のスポーツをあらゆる世代の人に親んでもらうため、総合スポーツ教室を開催する。	スポーツ振興課
軽スポーツ・レクリエーション教室の開催	市民が求めるスポーツを振興するため、(財)新座市体育協会と連携を図り、ニュースポーツを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室を開催する。また、各小学校単位での地域スポーツ教室を開催していく。	スポーツ振興課
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のために講座等を充実させる。また、市民総合大学にスポーツリーダー養成コースを設け、リーダーの養成を図る。	スポーツ振興課

#### (4) 子育て支援のための地元大学との連携の推進

事業名	事業内容	所管課
大学公開講座	市内3大学と行政の連携を図り、各大学において公開講座を実施する。	生涯学習課
新座市民総合大学	市内3大学と行政が連携し、市民に自分を高め地域を高める学習の場を提供し、学んだことを地域で生かし、生き生きとした人生を送れるよう開校する。	生涯学習課
ピアサポーター派遣事業(再掲)	地域の大学の臨床心理系学部と連携することにより、大学生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不応児童生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター
アフタースクール	学力向上を目指し、近隣の大学生ボランティアを活用し放課後、学校の図書室において学習支援を行う。	指導課
インターンシップ・実習生の受入れ	公務職場での就業体験を希望する学生を受け入れ、公務に対する理解を深めてもらうとともに、学校卒業後の就職のイメージをつかんでもらい、学生生活の充実と就業に向けた意識啓発を図る。	人事課 生活福祉課
学生ボランティアの活用	各種催しや事業において学生ボランティアの活用を進める。	子育て支援課 生涯学習課 指導課
市内3大学との連携の推進	子育て支援に関する調査・研究及び事業の推進に当たり、様々な機会をとらえて市内3大学との連携を図る。	子育て支援課

## 4 . 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### (1) 子どもの権利を守るための環境整備

事業名	事業内容	所管課
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努める。	子育て支援課
新座市児童虐待防止ネットワーク会議（再掲）	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	子育て支援課

### (2) 子育てを支援する生活環境の整備

#### ア 良質な住宅の確保

事業名	事業内容	所管課
優良な賃貸住宅の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度紹介を行う。	まちづくり計画課
ハウジングガイドブックの配布	公営住宅の利用方法、住宅金融融資制度、建物の改造・改築への助成制度などを紹介したハウジングガイドブックを作成し配布する。	まちづくり計画課

#### イ 良好な居住環境の確保

事業名	事業内容	所管課
新座市都市計画マスタープランの推進	目標とする住環境の水準を定め、「豊かな文化・豊かな環境とともに暮らせるみんなに優しい新座の住まい」を基本理念に住宅政策を推進する。	まちづくり計画課
シックハウス対策	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障が生じないよう、建築材料及び換気設備について審査を行う。	建築指導課

## ウ 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	所管課
道路改良10か年基本計画PARTの推進	「まちづくりは道路から」を基本に、計画的に道路の拡幅や歩道、待避所の設置等を行い、安全で快適な道路行政の推進のもと危険箇所や交通渋滞の解消を図る。	道路用地課
生活道路拡幅整備事業	新座市道で1.8m以上4.8m未満の道路を生活道路として位置付け、建築行為等に際して道路中心から2.4mの後退を推進し、建築主の理解と協力の下、有償にて拡幅整備を行い、交通安全上の配慮はもとより、災害時の非難、緊急車両等の通行や消防活動の円滑化を図る。	道路用地課
カーブミラーの整備	交通事故防止のため、公道との交差点のほか、公道と私道との交差点箇所の整備を図る。	道路整備課
生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制	生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制・速度抑制を図る。	市民安全課
交通安全看板等の設置	市内における交通事故等の抑止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置する。	市民安全課
夜間の交通事故防止対策	主要市道のほか、生活道路として利用されている市道に、照度アップ等照明の改良も含め、道路照明灯の整備を図る。	道路整備課

## エ 子育てバリアフリー環境の整備

事業名	事業内容	所管課
公共施設等のバリアフリー化の推進	埼玉県福祉のまちづくり条例（平成8年4月1日施行）に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。	まちづくり計画課 道路整備課 管財契約課 教育総務課
ノンステップバス購入費の補助	交通バリアフリー法の施行に伴い、バス事業者がノンステップバスを購入しやすくするため、国、県と協調してバス購入費の補助を行う。	市民安全課
子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレの設置場所などを示した子育てバリアフリーマップを作成・配布し、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を行う。	子育て支援課

## オ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容	所管課
健全育成対策の充実	子どもが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法を普及啓発する。	生涯学習課
青少年育成推進員活動への支援	青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年育成埼玉県民会議会長から委嘱された青少年育成推進員による様々な活動を支援する。	生涯学習課

### (3) 子ども等の安全の確保

#### ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	所管課
交通指導員の配置	主に小学生の登校、下校時の交通安全を図るため、市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。	市民安全課
交通安全推進協議会による交通安全運動の実施	新座市、新座警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行う。	市民安全課
交通安全推進団体への補助金の交付	交通安全協会・交通安全母の会に対し補助金を交付し、交通安全を推進する。	市民安全課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、小学1年生全員を対象に各学校を巡回し、交通安全教室を実施する。また、元気の出る出前講座として幼稚園、保育園、小中学校等の要望に応じて開催する。	市民安全課
交通安全フェアの開催	秋の全国交通安全運動期間中にフェアを実施し、交通事故の防止を図る。	市民安全課
違法駐車防止に係る啓発活動	快適な交通環境を保持するため、違法駐車防止条例に基づき、違法駐車防止と啓発活動を実施する。	市民安全課
放置自転車対策の推進	駐輪場等の整備及び管理運営を行うとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な駅前環境を保持する。	市民安全課
放置自動車対策の推進	放置自動車廃物判定委員会を開催し、適切な処理を推進する。町内会を通じ、広報活動を行い、放置自動車を発生させない活動を展開する。	市民安全課
チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの装着の促進を図り、交通事故から乳幼児の生命を守るため、チャイルドシート購入費用の一部を補助する。	市民安全課

#### イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	所管課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、新座警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進する。	市民安全課
交番の増設についての要望	新堀・西堀地区、あたご・菅沢地区及び片山地区に交番の新設をあらゆる機会を通じ県に要望する。	市民安全課
防犯協会、暴力排除推進協議会への補助金の交付	新座市防犯協会、新座市暴力排除推進協議会に対し補助金を交付し、防犯に関する活動を推進する。	市民安全課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、市民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行う。	市民安全課
防犯対策補助事業	市民の防犯意識の高揚を目的に、ピックアップ対策のために実施する玄関の錠・補助錠の交換、取り付け費用の2分の1(限度額5千円)を補助する。	市民安全課
防犯灯設置及び維持管理費補助金	夜間における犯罪等の防止を図るため、私道に防犯灯を設置し、管理する町内会に補助金を交付する。	自治振興課
防犯研修会等の充実	関係機関との連携を強化し、暴力排除に関する意識の普及啓発を推進するとともに、新座警察署や地域安全推進委員と連携し、町内会等の防犯研修会等を開催する。	市民安全課
不審者対応マニュアルの作成	学校の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成し小中学校に配布する。	指導課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し「子ども110番の家」の設置や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進する。	指導課 生涯学習課

事業名	事業内容	所管課
CAPプログラムの実施（再掲）	いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラムを実施する。	子育て支援課

## ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	事業内容	所管課
カウンセリングの実施、保護者に対する助言	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所と連携し立ち直りの支援を行う。	子育て支援課
犯罪被害者支援推進協議会への補助金の交付	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。	市民安全課



# 第7章

## 計画の推進に向けて

1. 「（仮称）子ども家庭応援室」の設置
2. 「（仮称）新座市次世代育成支援対策地域協議会」の設置
3. 関係機関との連携強化



今後 11 年間に集中的・計画的に次世代の育成に取り組んでいく必要があることから、以下の3つの取組によって、この計画で示した方向性を具体化し、計画を実効性のあるものとしていきます。

## 1. 「(仮称) 子ども家庭応援室」の設置

---

子育て支援に関する新たな取組を少しでも早く展開するために、前期計画の期間を1年前倒しした私たちのまちでは、今後11年間に集中的・計画的に次世代の育成に取り組んでいく必要があります。そこで庁内に「(仮称) 子ども家庭応援室」を設け、そこで関係所管課の調整等を行うとともに、私たちのまちの子育て支援ネットワークの中核を担い、「点から線へ、そして面へ」広がる活動をバックアップしていきます。

## 2. 「(仮称) 新座市次世代育成支援対策地域協議会」の設置

---

この計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、計画の実施状況を把握・点検するために市民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。

具体的には、住民代表や学識者、関係機関から成る「(仮称) 新座市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。なおこの協議会は、計画の実施状況を点検するだけでなく、私たちの子育て支援に関する様々な問題提起や提案を、「(仮称) 子ども家庭応援室」に対して行っていきます。

### 3 . 関係機関との連携強化

---

すべての家庭を対象とした子育て支援を総合的に行っていくためには、市の児童保健福祉施策の推進だけでなく、市内外の関連機関、市内の住民組織等との協働が不可欠です。

そこで、市内の子育て支援に関わる住民組織や児童相談所、保健所、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、庁内の教育関連施策や都市施策、住宅施策等の所管課との連絡・調整をこれまで以上に行っていきます。

# 第8章

## 次世代育成支援 行動計画の概要

1. 次世代育成支援行動計画策定の趣旨
2. 次世代育成支援行動計画の性格・位置付け
3. 次世代育成支援行動計画の期間



## 1 . 次世代育成支援行動計画策定の趣旨

---

現在、急速な少子化が進んでいますが、この流れを変えるために平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は今後 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとなりました。

この法律では、地方公共団体及び企業が「行動計画」を策定することとなっています。私たちのまちではこの計画を策定するに当たり、市民の皆さんが喜びを感じながら子育てに関われるように、様々な応援をしていくことを計画の基本理念とし、子どもが生き生きと生活する活力あるまちづくりを進めていきます。

## 2 . 次世代育成支援行動計画の性格・位置付け

---

この計画は、この次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、新座市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

さらに、これまでの私たちのまちにおける取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

### 3 . 次世代育成支援行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は平成 17 年度からの 5 年間で第 1 期とし（前期計画）前期計画に関する必要な見直しを平成 21 年度に行ったうえで、平成 22 年度からの 5 年間の後期計画を定めることとしています。

しかし、私たちのまちにおいては、子育て支援に関する新たな取組を少しでも早く展開するために、前期計画の期間を 1 年前倒しし、平成 16 年度を初年度とする 6 年間の計画を策定しました。

さらに、6 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
本計画期間（前期計画）										
						次期計画期間（後期計画）				
						見直し				

# 計画策定に参画して

新座市次世代育成支援行動計画策定委員会委員の皆さんの、行動計画策定に参画した感想・メッセージをご紹介します。



## 計 画 策 定 に 参 画 し て

委員氏名	感想・メッセージ
竹下 由美子	これまで市民活動をいろいろ経験して聞いてきたことは、「開かれた市政といっても結局はみんな行政側で決めちゃっているんだよ。」という意見。しかし今回は、公募で委員を選んだり、公聴会で直接市民の意見を聞いたりするなど、十分とは言えないまでも市民意見を反映できた計画ができ、とてもうれしく思います。後は計画が「絵にかいた餅」にならないように、その実行こそが大事ですよね。これからもぜひ参画させていただきたいです。ありがとうございました。
天野 良男	現在、子育てにとってマイナス材料となる諸問題が多くあります。我々委員会において問題説明、分析を行い、希望もてる環境づくり案を策定しましたが、この計画が将来、子育てを行う人にとって明るいプラス志向になることを望みます。
小野 輝雄	策定委員会の果たす役割の大きさにプレッシャーを感じつつ、審議に参加させていただきました。課題の広さと深さに一策定委員としては時間の短さを感じました。それゆえ、ニーズ調査だけでなく実態の詳細の調査がもっと必要であったと感じています。具体的事業目標や行動計画実施の方法については、行政と市民が「基本計画」のロマンに立って、「子どもたちの生活の実態」「親の生活の実態」をよく調査交流し共同して取り組むことが求められてくると思います。
赤井 美智子	自分の人権について要求することも、今、何を切実に必要としているかも、自らは言葉では表現しにくい幼い子どもの代弁者になれるように、これまで以上に、大学と行政や地域の活動組織との連携を深め、ともに新座の子育てを応援する役割をしっかりと担わねばと、気持ちを新たにしています。
浅井 春夫	事務局の方々の誠実さとご奮闘、汐見委員長、坂本副委員長のみんなの力を生かす運営で、心地よい会議でした。こんなに地域で子育てについて真摯に考え、実際に活動している人たちが多くいるという現実是新座市のすばらしさのひとつです。さらに住民の英知を結集して行動計画を肉づけし、「子育て応援都市にいざ」にしていきたいものですね。
汐見 稔幸	みなさん、本当にご苦労様。こんなにみんなでワイワイした委員会は初めてです。行政の方々の努力にも最敬礼です。あとは、ほんとに実現したいですね。これでおしまい、とにならないように。
坂本 純子	子どもを授かったお陰で、人生は忙しく賑やかに、そして楽しく、広く、深いものになりました。同じまちに暮らすことを誇らしく思う素敵みなさまに出会え、計画策定ができたことを嬉しく思います。子どもとともに親も育っていく・・・、策定の7か月は基本理念を体感する過程でもありました。次は実現に向けて汗をかきましょう。
木村 ひろみ	次世代に伝えたいこと、それは、子育てはお金もかかるし自由も束縛されるけれど、比較にならないほどの楽しく温かいものを得ることができるし、もし躓いたときにはいつでも私たちがお手伝いする用意がある、ということでしょうか。あなたを育ててとても幸せ、と私たち自身が子どもに伝えることから始めたいですね。
榛澤 敦子	委員会では多くのことを学び貴重な体験をしました。母親歴の短い私は「最近の親は…」と眉をひそめられることもあります。親が親たりえるためにはどうしたらいいのかわかりませんが、手探りしながら子どもと向き合っています。この答申が、多くの子育て家族の励みになることを期待するとともに、次世代のことを真剣に考えなければならないのは、何よりも私たち当事者なのだということを感じています。
齊藤 直子	次の世代を育てることは、実は自分自身が良い先人であらなければならないということを強く感じるとともに、育ててゆくことが社会を作っていくという責任の重さも新たに感じました。「子育て」を社会全体から見ることはできなかったのは実り大きなことでした。1年先行した新座の取組が沢山の人の役に立ちますよう願っております。
榎本 祥則	少子高齢化社会において、次世代を担う子どもたちを心身共に健全に育成することは大変重要なことですが、多様化した現代社会では、各々の家庭だけでは解決できない点が多々あります。そうした観点から、地域社会全体で子育てを支える事が必要であり、特にファミリー・サポート・センターの位置付けは重要です。相互援助活動の中から、子育ての悩みなども気軽に相談し合い、解決の糸口を見いだし、より良き子育てにつながることを思います。

敬称略、名簿順に掲載

## 計 画 策 定 に 参 画 し て

委員氏名	感想・メッセージ
梅沢 公夫	子どもを持つことを戸惑う夫婦、交流が希薄な地域社会の中で生活する親子、少子化の要因や負の状況は枚挙にいとまがありません。少子化は国の将来に関わる問題で、この現状を大きく変える必要があります。策定された行動計画の実施は、社会のあり方を改める契機となり、新座の子どもたちと地域社会の人々の幸せにつながることでと思います。
石井 英子	子育て真最中の親からシルバーの域に入る私まで、年齢層から多様な職業の方々との幅広い人構成での会議では、未知の事や体験してこなかった事に沢山出会えて、得をした気分でした。寒い夜の会議は少々こたえましたが、十年先のことを想像してみると、又うれしくもなりました。
福田 敏夫	次世代育成支援行動計画という未知の問題に当たっては、あまりにも時間が短く、事務局のルールに乗っての進行になりすぎたような感が多大であったようです。少子化が進む中、一人っ子の多い現代社会において育成支援のみならず、年上の者が、年下の者を慈しみ、年下の者は年長者に従う、つまり兄弟愛を育てる必要もあるのではないのでしょうか。このような機会を経験することが、将来親となったときに、育児のよき経験となるのではないのでしょうか。
関根 由美子	つい先日、新聞に「出産離職6割」働く女性に「第一子の壁」、「育児支援に不備」の見出しが目を引いた。次世代支援をどうにかしなければ、誰もが願う子どもを安心して生み育てる社会を、そして子育てを通して親心を育てて、家族の絆をしっかりと深めることにより、人生を豊かに過ごせ、子育てに夢と希望がもてる、新座市の社会事業の建設にも役立つことができると願っています。
栗原 直樹	各委員の熱心な討議に対して、県という立場のため具体的な発言の材料がなく、お話を伺うことが多かったという印象でした。最大のポイントは新座という地域特性をどのように表現するのかという問題であったろうと思いますが、何とかまとまり良かったと思います。今後、他の市町村はどのように展開させるのか気になるところですが、新座市の策定プロセスが指標として十分に役立つだろうと思います。
新井 毅	子ども一人ひとりの心を大切に育て、共に生きる力を身に付けさせ、その子の幸せを願うことは、すべての親の望みです。そのためには、親が子育てを人にまかせるのではなく、一人ひとりが子育てを意識し、できることなら、子育てを楽しむ中で、親子が共に育つことが次世代育成の大きな原動力になると思います。
山本 恵子	次世代育成支援ということで、保育に携わる立場で参加させていただきました。子どもたちを取り囲む多くの分野の方と生きた意見の交換の中で、自分の限られた視野が大きく広がりました。保育園においての子育て支援活動を再検討し、次世代育成に役立てるよう、また、社会状況、地域のニーズに応えられるよう積極的な取組に励んでいこうと考えます。
栗山 昇三	事務局や委員の方々の経験や研究から、説得力のある意見交換など時間をかけて議論を重ねた結果、「次世代育成支援行動計画」の案が作成され、答申までに至りました。今後、教育に携わる者として、家庭や地域と連携し、「子どもが 親が 地域が育つ子育て応援都市にいざ」を目指し、一人でも多くの健やかな子どもの成長を願って、私自身にできることから取り組んでいきたいと考えます。
高橋 靖子	楽しく働くことは健康的に子育てができているという事にもつながるでしょうか。今、娘がフィンランドの大学に留学し、私も福祉を学ばせていただいておりますが、「子育てに専念するために女性が就労する機会を失ってはならない」を基本理念に、男性・地域社会も含めて様々な施策がなされ、参考になるものも多いかと思います。成熟された社会は私たちが作らなくてはなりません。10年先の更にその向こうを視野に動かなくてはと感じた委員会でした。
小泉 哲也	今回、新座市次世代育成支援行動計画策定委員会の委員として、私たちが会議を重ね、協議した意見が反映された行動計画ができ、今後新座市が行う施策の方向性が示せたのではないかと大変うれしく思います。本当の意味で「子どもが 親が 地域が育つ子育て応援都市にいざ」実現のため、今後とも微力ながら頑張っていきたいと思っております。
小杉 公昭	策定委員の依頼があった時、2子の親で、働く者の代表の立場から、進んで引き受けました。法の趣旨、新座市の実績を把握し、「どうやって少子化を食い止めるか」と、自問自答しながら行動計画策定に携わりました。そうやって産み出されたこの行動計画(案)は市民の協力なしには成り立ちません。今後とも一市民として協力していきたいと思っております。

敬称略、名簿順に掲載

# 資料編

1. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱
2. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿
3. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会開催経
4. 諮問・答申



# 1 . 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

## 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(平成15年7月24日市長決裁)

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)について審議するため、新座市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行動計画に関し審議を行い、計画原案を市長に答申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉健康部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。

2 この要綱は、行動計画の策定の日とその効力を失う。

## 2. 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属機関等	職名等
サービス利用者 (公募)	竹下 由美子	公設公営保育園	保護者
	天野 良男	法人運営保育園	保護者
	小野 輝雄	放課後児童保育室	保護者
学識経験者	赤井 美智子	十文字学園女子大学人間生活学部	教授
	浅井 春夫	立教大学コミュニティ福祉学部	教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科	教授
地域活動団体	坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク	代表理事
	木村 ひろみ	今どき子育てフォーラムSAITAMA	幹事
	榛澤 敦子	子育てサークル「ピーカブー」	代表
	齋藤 直子	新座市PTA・保護者会連合会	副会長
	榎本 祥則	新座市町内会連合会	会長
	梅沢 公夫	高齢者(シルバー人材センター会員)	理事
	石井 英子	新座市障害者を守る会	会長
	福田 敏夫	新座市母子・父子及び寡婦福祉会	役員
	関根 由美子	新座市青少年育成推進員会	推進員
各種関係機関	栗原 直樹	所沢児童相談所	副所長
	新井 毅	東上地区私立幼稚園協会	新座支部長(わかのび幼稚園理事長)
	山本 恵子	新座市法人保育園連絡協議会	会長(社会福祉法人千曲会光保育園園長)
	栗山 昇三	新座市校長会	八石小学校校長
	高橋 靖子	新座市民生・児童委員協議会	主任児童委員
	小泉 哲也	新座市商工会	理事・青年部長
	小杉 公昭	連合埼玉朝霞地区労働組合協議会	サンケン電気労働組合副執行委員長

委員長、 副委員長

### 3 . 新座市次世代育成支援行動計画策定委員会開催経過

時期	策定委員会	小委員会等
平成 15 年	8月 29日 第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・諮問 ・行動計画策定の背景及び意義等について	
	9月 24日 第2回策定委員会 ・実態調査に関する意見等 ・次世代育成支援行動計画に向けての現状の課題と目指すべき方向性について ・次世代育成支援行動計画の基本理念について	
	10月 24日 第3回策定委員会 ・次世代育成支援行動計画に盛り込むべき項目及び重点施策について ・次世代育成支援行動計画の基本理念について ・ニーズ推計の結果と目標事業量の設定について	1日 基本理念検討委員会  29日 第1回中間取りまとめ起草委員会
	11月 14日 第4回策定委員会 ・次世代育成支援行動計画中間取りまとめ案について ・公聴会について	4日 第2回中間取りまとめ起草委員会
	12月	1日 第1回施策目標検討委員会(第3部会) 1日 第2回施策目標検討委員会(第4部会) 8日 第3回施策目標検討委員会(第1部会) 8日 第4回施策目標検討委員会(第2部会)
平成 16 年	1月 25日 市民意見公聴会 25日 第5回策定委員会 ・次世代育成支援行動計画素案について	8日 第5回施策目標検討委員会(第2部会) 9日 第6回施策目標検討委員会(第3部会) 17日 第7回施策目標検討委員会(第1部会)
	2月 27日 第6回策定委員会 ・新座市次世代育成支援行動計画(仮称)素案について	5日 第1回起草委員会 16日 第2回起草委員会
	3月 24日 第7回策定委員会 ・新座市次世代育成支援行動計画(案)の修正内容について ・答申	

## 4 . 諮問・答申

---

### 諮問

新子発第 823 号

平成15年8月29日

新座市次世代育成支援行動計画策定委員会

委員長 汐見稔幸 様

新座市長 須田健治

新座市次世代育成支援行動計画について（諮問）

平成16年度から平成21年度までを計画期間といたします新座市次世代育成支援行動計画の策定に当たり、貴委員会の意見を求めます。

### 答申

平成16年3月24日

新座市長 須田健治 様

新座市次世代育成支援行動計画策定委員会

委員長 汐見稔幸

新座市次世代育成支援行動計画について（答申）

平成15年8月29日付け新子発第 823 号をもって諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた22人の委員で協議を重ね、平成21年度を目指した「新座市次世代育成支援行動計画」を策定しましたので、ここに答申いたします。

# 新座市次世代育成支援行動計画 前期計画

(平成16年度～平成21年度)

平成16年3月

発行 新座市

編集 新座市福祉健康部子育て支援課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止1-1-1

TEL 048-477-1111

FAX 048-482-6922

表紙のイラストは新座子育てネットワークの荻原千賀さんにお願ひしました。